

児童福祉施設における 防災計画作成指針（案）

**令和8年
石川県健康福祉部**

目 次

I	はじめに	1
1	防災計画について	1
2	業務継続計画（BCP）について	2
3	防災計画・業務継続計画（BCP）の留意点	3
II	業務継続計画（BCP）の作成にあたって	6
1	防災計画と業務継続計画（BCP）の位置づけ	6
2	BCP の目標	7
3	児童福祉施設に求められる役割	7
III	平時の災害対策（災害予防）	8
1	災害の想定	8
2	災害の発生に備えて	9
3	体制整備	16
4	避難場所・避難経路等の設定	27
5	保護者等への引き渡しの準備	32
6	訓練の実施	36
7	地域の関係機関や住民等との協力体制の構築	39
IV	災害発生時の対応	
1	地震への対応	41
2	津波への対応	53
3	風水害、豪雪への対応	60
4	感染症への対応	70
5	災害時におけるこころのケア	71
V	避難所としての対応	73
VI	BCP の策定・検証（BCM）	75
1	PDCA サイクルと業務継続マネジメント	75
2	教育・訓練の実施	75
3	BCP の見直し・改善	77

I はじめに

1 防災計画について

県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「児童福祉施設は、入所している者の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。」と定めています。

また、「石川県地域防災計画」では、児童福祉施設を含む社会福祉施設に対して、具体的な防災計画を定め平素から災害に備えておくことを求めています。

児童の生命を守るため、日頃から災害対策に取り組むことは、社会福祉施設としての重大な責任です。そのためにも、施設の実情に応じた具体的な防災計画を定め、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化し、職員、保護者、地域の機関等と共有しておくことが重要です。

本指針は、各施設が防災計画に盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すものであり、各施設の実情に応じた防災計画の作成・見直し等に活用してください。

なお、本指針における児童福祉施設とは、**認定こども園**、保育所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童館等を指します。また、**幼稚園**、放課後児童クラブ等でも参考としてください。

(参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（平成24年12月27日公布、平成25年4月1日施行）

第五条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設は、**施設防災計画**（施設に入所している者の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに入所している者の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に、当該体制について職員及び入所している者に周知するとともに、避難訓練、消防訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難訓練及び消防訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 児童福祉施設は、第三項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

2 業務継続計画（BCP）について

県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。」と定めています。

児童福祉施設は災害発生などの非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても事業の継続性が求められる施設です。

児童福祉施設は、地域の子どもたちの安全と健やかな成長を守る重要な役割を担っており、災害発生時においても、業務が継続されることにより、子どもたちを途切れることなく支援し、医療・行政・インフラ・介護・福祉等の分野に従事するエッセンシャルワーカーをはじめ、多くの子育て世帯が、家庭の心配を抱えることなく災害対応に集中できることで、地域全体の復旧活動が円滑に進むことに貢献します。

児童福祉施設の業務継続計画（以下、「BCP」という。）（※1）策定は、令和7年現在、努力義務となっており、未策定の施設も少なくありません（※2）。

本指針は、各施設が BCP に盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すものであり、各施設の実情に応じた BCP の作成・見直し等に活用してください。

(参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（平成24年12月27日公布、平成25年4月1日施行）

第十二条の二 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

※1 地震等の自然災害や感染症のまん延のほか、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等針、体制、手順等を示した計画のことを「BCP」と呼びます。

※2 能登6市町の通所施設における BCP 策定率 27.6%（8施設／29施設）（令和7年9月18日集計「＜通所施設向け＞児童福祉施設における防災計画作成指針の改定に関するアンケート」結果より）

3 防災計画・業務継続計画（BCP）の留意点

（1）防災計画について留意すべき点

防災計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に役に立つものでなければならず、その内容を職員が十分に理解していなければなりません。

以下の事項に留意し、いざという時に役立つ防災計画を作成しましょう。

① 人命の安全

防災計画の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

② 内容の簡潔化、明確化

防災計画は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

③ 意見の集約

防災計画を作成するに当たっては、様々な視点から災害への対策を立てる必要があるため、多くの職種、部門の職員から意見を聴取したうえで、作成するようにしてください。

④ 想定する灾害

災害には、地震、津波、風水害等の様々なものがあります。防災計画は、施設の周辺地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定したうえで、それらの対策について定めてください。

⑤ 利用者の特性の把握

児童福祉施設等は、0歳から18歳まで幅広い年齢の児童が利用します。施設の種類ごとに利用する児童が異なることから、各施設において利用児童の特性を把握するとともに、その特性に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

⑥ 情報伝達手段の確保

災害時は電話やインターネットが使えない可能性があります。無線機や衛星電話を準備し、緊急連絡網を紙でも用意するとともに、災害用伝言ダイヤル（171）など複数手段を組み合わせましょう。

⑦ 協力体制の検討

災害時は人員や物資が不足する可能性があります。施設単独で対応できる場合もありますが、より確実な対応のため、他施設や自治体との協力や協定を検討しましょう。

⑧ 防災計画の不断の見直し

計画は、様々な災害の発生を想定し、施設の変化に応じて、避難訓練や他施設、地域の事例も参考に、継続的な見直しを行いましょう。

（2）業務継続計画（BCP）について留意すべき点

BCPは、実際に業務の維持・継続を妨げるリスクが発生した場合に役に立つものでなければならず、その内容を職員が十分に理解していなければなりません。

以下の事項に留意し、いざという時に役立つBCPを作成しましょう。

① 人命の安全

BCPの作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

② 施設機能の維持、早期復旧・再開

非常時にも施設機能が維持できること、仮に事業休止となっても早期復旧・再開できることが必要です。非常時に実施する優先業務等をあらかじめ整理し、業務継続のための対応策を定めてください。

③ 内容の簡潔化、明確化

BCPは、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

④ 意見の集約

BCP を作成するに当たっては、様々な視点から災害や感染症等への対策を立てる必要があるため、多くの職種、部門の職員から意見を聴取したうえで、作成するようにしてください。

⑤ 想定するリスク

想定するリスクには、地震、津波、風水害等の自然災害のほか、新型コロナウイルス感染症のような感染症など、様々なものがあります。BCP は、施設の周辺地域の環境や感染症の流行状況等を踏まえ、様々なリスクを想定したうえで、それらの対策について定めてください。

⑥ 利用者の特性の把握

児童福祉施設等は、0歳から18歳まで幅広い年齢の児童が利用します。施設の種類ごとに利用する児童が異なることから、各施設において利用児童の特性を把握するとともに、その特性に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

⑦ 情報伝達手段の確保

災害時は電話やインターネットが使えない可能性があります。無線機や衛星電話を準備し、緊急連絡網を紙でも用意するとともに、災害用伝言ダイヤル（171）など複数手段を組み合わせましょう。

⑧ 協力体制の検討

災害時は人員や物資が不足する可能性があります。施設単独で対応できる場合もありますが、より確実な対応のため、他施設や自治体との協力や協定を検討しましょう。

⑨ BCP の不斷の見直し

BCP は様々な災害の発生を想定し、施設の変化に応じて、避難訓練や他施設、地域の事例も参考に、継続的な見直しを行いましょう。

II 業務継続計画（BCP）の作成にあたって

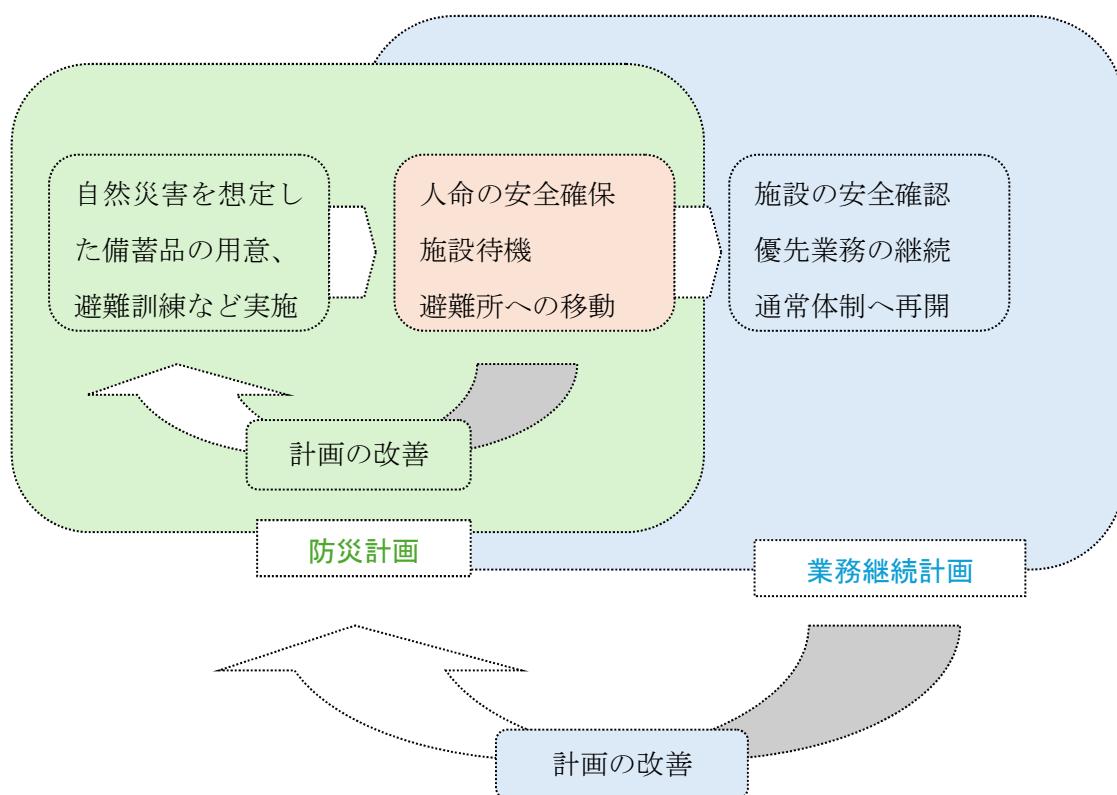
1 防災計画と業務継続計画（BCP）の位置づけ

防災計画は、災害発生時に児童の命を守るための「初動対応」や「避難体制」を中心とした計画です。これに対し、業務継続計画（BCP）は、災害後も児童福祉施設の機能を継続・早期復旧するための対応を中心とした計画です。

その必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続できるように、事前に必要な準備を行うために作成します。

防災計画と業務計測計画（BCP）の比較図

項目	防災計画	業務継続計画（BCP）
想定するリスク	地震、津波、台風、大雪など <u>主に自然災害</u>	自然災害、事故、社会的混乱など <u>あらゆるリスク</u>
目的	災害から人命を守る (人やモノを守る)	業務の継続と早期復旧の実現
時間軸	災害発生前～発生直後	災害発生後～業務再開



2 BCP の目標

BCP の目標は以下の 4 点です。

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護等を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

3 児童福祉施設に求められる役割

児童福祉施設は、地域全体で子どもの健康と安全を守る社会的意義のある公的な施設です。児童福祉を担っていることから容易に業務の休止等を行えない、非常に重要なインフラです。

利用する子どもには乳児・幼児等が含まれており、大人によるケアが不可欠です。そのため、特に入所施設では、災害時や感染症が拡大している場合でも、業務の継続を第一に考えていくことが求められます。

III 平時の災害対策（災害予防）

1 災害の想定

（1）施設の立地条件の確認と災害予測

災害に対処するには、起こりうる災害について知ることが重要です。施設の立地場所やその周囲の環境によって、発生が予測される災害が異なるとともに、災害の発生時又は発生後における対応も異なります。市町では地域防災計画や、洪水や液状化のハザードマップ等を作成するほか、地震（活断層の位置）、水防（河川等氾濫）、一般（風水害、土砂崩れ）の区分ごとに、過去の災害発生状況、調査図、想定区域図、危険箇所の災害履歴等の資料を揃えているところもありますので、市町の担当課に問い合わせたうえで、それらを活用し防災計画作成等の前提となる災害の想定をしっかりと行ってください。また、土地の標高については、国土地理院がホームページ等（国土地理院「[地理院地図（電子国土 WEB）](#)」）で資料を公開していますので、参考としてください。

ただし令和6年能登半島地震や奥能登豪雨等、これまでの想定を超えるような災害も発生しており、災害への対応に当たっては、現状の災害予測を過信せず、可能な限り準備しておくことも必要です。

（2）二次災害への対応

地震や津波等による直接の災害はもとより、これに伴う二次、三次災害（火災、がけ崩れ、土砂災害、液状化現象、河川の氾濫等）についても注意を要します。

これらも視野に入れた対策に取り組み、災害発生時における最悪の事態を想定した対応を検討してください。

2 災害の発生に備えて

(1) 施設の立地場所

児童等の安全を守るためには、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地することが重要です。施設の建て替え等の際に移転等を含め、立地場所を十分検討してください。**移転や建て替えが難しい場合であっても、近隣に急傾斜地や河川がある場合等、地震や豪雨等の災害時に土砂崩れや氾濫等の危険が想定される場合には、そうした危険性を踏まえた避難等の判断基準を定める等の対策を講じてください。**

(2) 施設構造等の把握

児童等の安全を守るためには、事前に、施設内の各部屋の設備や構造を踏まえ、災害時に比較的安全な場所、なんらかの危険が想定される場所を確認しておくことは、発災時に施設に留まらなければならない場合の施設内避難場所の判断や、外部への避難経路を選定する際に有効です。確認にあたっては、非常口の有無や、火元の有無、海拔高度など、地震やそれに付随する火災や津波等、各種災害のリスクを具体的に想定するようにしてください。

(3) 施設設備等の対策

児童等の安全を守るためには、施設設備への防災対策が必要です。施設の耐震化やライフラインの確保に努めるほか、施設内外の遊具や調理器具等の落下や倒壊を防止し、被害を最小限に抑えるよう対策するとともに、児童の安全な避難経路を確保してください。

また大規模な災害が発生した場合に、即座に救護活動が行われない可能性もあるため、最低3日間は施設で生活ができるよう各種対策を行ってください。

① 共通項目（ライフラインの確保）

- ア 通信手段の確保（災害時優先電話、衛星電話等の確保）
- イ 水道の代替手段の確保（災害時飲料水貯水槽等の設置、水の備蓄、**自治体の給水拠点等で給水を受ける等**）
- ウ 下水道の代替手段の確保（簡易トイレの確保等）
- エ ガスの代替手段の確保（灯油等燃料の備蓄、24時間営業石油販売店の把握等）

オ 電源の代替手段の確保（自家発電装置の設置、発電用燃料の確保、懐中電灯の確保）

② 地震災害

ア 昭和56年以前に建てられた施設については、旧耐震基準に基づき建てられているため、耐震診断を受診するとともに、必要に応じて耐震補強の対策を講じ、耐震性を確保する

イ 大型の遊具等不安があれば耐震診断を行い、必要な補強工事を実施

ウ 門柱やブロック塀等、耐震性が低い場合には補強工事を検討

エ 屋根の状態の点検又は危険箇所の補修・改善

オ 消火器の設置場所・有効期限を確認

カ 自動火災報知設備の点検又は更新

キ 配管類の接合部を補強し、切断や抜け落ちの危険を防止

旧耐震基準と新耐震基準の違い

旧基準は「震度5程度の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提とし、新基準（昭和56年6月）は「震度6強から7の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提としています。

〈出典〉建築基準法 性能評価制度解説書

③ 津波・風水害・豪雪等

ア 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施

イ 排水溝のごみや泥を除き、排水を点検

ウ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止

エ 屋根瓦や雨戸等の点検、補修

オ 鉢植えや物干し等飛散するものになるべく置かない

カ 大きな木の枝が折れないよう、樹木を剪定

（4）備品等の対策

① 備品等の転倒・落下防止

備品等が転倒・落下すると、児童等や職員が負傷し、避難の妨げにもなります。次の点について予防策を検討してください。

- ア 調理室等において、火気を扱う調理器具等が固定されていることを十分確認する
- イ ピアノやテレビ等、重量がある備品は転倒防止策を講じる
- ウ タンス、ロッカー、机等の大きな家具や冷蔵庫等の電化製品は、床、壁に金具等で固定する
- エ 天井から吊り下げられている照明器具は、鎖等で補強する
- オ 棚や戸棚に置いてあるものは、振動で落下しないよう工夫する

② 窓ガラスの破損・飛散防止

窓ガラスが割れると非常に危険であるため、飛散防止フィルム等で予防し、周辺には転倒する物を置かないようにしてください。

③ 避難経路の確保

廊下、階段、出入口、食堂、ホール内等は、転倒して避難の妨げとなる不必要な備品を置かないようにしてください。

④ 入所施設の注意

入所施設等においては、入所児童等の居室の家具の転倒防止に加え、落下の危険があるものを高所に置かぬよう確認し、児童等に対しても日頃から指導を行ってください。

(5) 危険物の管理と保管

二次、三次災害を防止するため、火気使用器具（ガスコンロ等）や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討してください。

- ① ガス供給元栓の場所の確認
- ② 自動遮断装置の有無をガス供給事業者へ確認し、無い場合には設置を検討
- ③ 設備や器具は、感震自動遮断装置があるものを選ぶ
- ④ 薬品、可燃性危険物は、火気がなく落下の危険がない場所に保管
- ⑤ プロパンガスボンベは、金具と鎖で固定
- ⑥ 地下や屋外に設置している水・油タンク等の日常点検

(6) 緊急時の備蓄

災害が起きた直後は、食糧・水の確保が満足にできなくなることが想定されます。救援活動が受けられるまでの間の食糧・水は各施設で備えましょう。

備蓄が推奨される食糧・水の目安

最低3日分（可能なら7日分）を目安に準備します。

- ◇食料品 レトルト食品・アルファ米・インスタントラーメン・カップみそ汁等
(乳幼児がいる場合は粉ミルク、やわらかい食品等)
- ◇飲料水 一人につき、1日3リットル程度必要（大人の場合）

その他の例

- ミルク（水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクが便利）
- レトルトや瓶入りの離乳食
- 塩味が少ないお菓子やドライフルーツ等
- 缶詰入りのパン等
- ビタミン剤（キャンディー感覚で食べられるようなもの）
- チョコレートやキャラメル
- その他適宜好きなものを

<出典>消防庁・防災マニュアル

災害時は、限られた職員数で対応することが想定され、個人の状況に合わせた対応が難しいため、備蓄食料はアレルギーフリーにしておき、間違いを防ぐことが重要です。

また、食料品には消費期限があるため、定期的に確認し、買い替える必要があります。特に日常的に使用する食品については、通常の使用量に加えて備蓄日数分を上乗せして購入し、使用しながら備蓄する日常備蓄の方法を取り入れるといつも新しいものを備蓄すること（ローリングストック）が可能です。

災害時には、長期にわたりライフラインが使用できなくなることが想定されるため、過去の災害も踏まえ、様々な備蓄品を準備しておく必要があります。トイレの

設置方法や、おむつの処理方法（汚物の一時保管場所等）もあらかじめ検討しておきます。また、備蓄に当たっては、津波等を想定して、2階以上で保管するなど、水に浸からない工夫も必要です。

以下の物品を有効な備えの例として検討してください。「1人当たりの使用数量×最低3日分（可能なら7日分）」が備蓄数量の目安となります。

分類	備蓄品
電源・照明関連	太陽光充電器、携帯充電器、手回し充電式ラジオ、懐中電灯、乾電池 等
暖房・調理・燃料関連	暖房器具、カセットコンロ、燃料、燃料用ポリタンク 等
暑さ対策関連	冷却材、扇風機 等
衛生・感染症対策関連	簡易トイレ、消毒液、マスク、プラスチック手袋、紙おむつ、おしりふき、生理用品、ウェットティッシュ、防護服フェイスシールド 等
救急・医療関連	ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾、体温計、鎮痛剤、胃薬 等
生活用品関連	タオル、毛布、衣類（着替え）、紙皿、紙コップ、レジャーシート、寝具（子どもを保護者へ引き渡すまでに1日～数日が経過することが考えられるため）、多言語翻訳機器 等
浸水対策関連	土嚢、水嚢、止水版 等
安全・避難誘導関連	ヘルメット、ホイッスル、拡声器

各種備蓄品の在庫や保管場所については定期的に施設職員全体で情報共有し、必要時には誰でも必要な備蓄品を取り出せるようにしておくことが重要です。

令和6年能登半島地震から見えた「水と衛生」の備えの重要性

令和6年能登半島地震は、児童福祉施設における災害対応の在り方に多くの示唆をされました。

本指針の改定にあたり能登6市町（輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）の児童福祉施設を対象に、アンケート調査を実施したところ、被害を受けた設備・ライフラインとして最も多く挙げられたのが「上下水道」でした。

発災後1週間を経過しても、なお上下水道が使用できない施設が多数あり、衛生

環境の悪化などのリスクが高まり、児童の健康を守る上で課題となりました。

このような状況を踏まえ、アンケート調査においても、施設職員からは必要性を感じた備蓄品として、「水」「簡易トイレ」「紙皿・紙コップ」との回答が多くあり、これらは、発災直後だけでなく、発災後1週間を経過しても継続的に求められていた物資であったことが分かりました。

災害はいつ起こるか分かりません。「水と衛生」に関する備えは、児童の健康を守るために優先事項として位置づける必要があります。令和6年能登半島地震を教訓に、上下水道などの設備・ライフラインが長期間使用できなくなった場合にも対応できるよう備蓄品を再点検することが求められます。

以下、被災した児童福祉施設の職員からの声です。

- （困ったものとして）1番は水です。水の重要性を改めて感じ、備蓄としてもどれだけあっても構わないものだなと感じました。
- 災害が起きて何が必要であるか経験してみないと分からないです。水・電気がない生活をしてみると何が必要か分かると思います。備蓄はたくさん準備しておくこと。災害が起きたら身の安全に気をつけて、命を守ることが一番大事です。

（6）非常時に優先的に実施する業務の整理

自然災害時に優先的に実施する業務は、「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、次いで「防寒・避暑対策」です。また、災害時に保護者が帰宅困難な状況である、一斉帰宅抑制のために迎えに来られない状況であるために、子どもや対応する職員が一定の期間、施設内に留まることが考えられます。そのため、「宿泊対応」も優先的に実施する業務となります。

通所・入所別のポイント

（1）通所施設の場合

利用する子どもの保護者と連絡をとるまたは情報を共有し、子どもの引き渡しを進めます。ただし、保護者への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、子どもとともに保護者も施設で一緒に避難行動をとるようにすることも重要です。施設の被害の状況によっては業務の休止、一部縮小などを検討します。

(2) 入所施設の場合

入所施設においては、日中と夜間では職員の人数が異なるため、非常時には、職員の人数によって対応できる業務が異なります。また、被害の状況によって、対応可能な業務の範囲も異なることから、優先的に実施する業務とその判断基準の考え方をあらかじめ検討しておくことが重要です。

年齢別のポイント

○乳児・幼児

乳幼児期の子どもは大人のケアが無ければ健康と安全を確保することができない場合が多いため、利用する子どもの発達段階等に応じた生命の維持のための支援を優先的に実施します。

障害のある子どものいる施設の優先業務

障害のある子どもの場合、その症状は様々です。同じ障害であっても、個人差が大きいため、子どもの症状や状況、心理状態によって求められる対応が異なることを前提に優先すべき業務を検討することが重要です。

- ・ 服薬が必要な子どもの場合は、投薬や服薬の介助を優先業務とします。
- ・ 身体障害がある場合、自ら安全に避難することが難しいことが考えられ、知的障害・発達障害がある場合、通常と異なる状況に障害がない子ども以上にパニックになる可能性があります。こうした特に支援が必要な子どもの安全確保や避難行動を優先します。

3 体制整備

(1) 職員や施設内外との連絡体制の整備

災害発生時には、職員間や外部との連絡が重要となります。

特に、入所施設については、夜間や休日等職員が少ない時間帯に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。また、電話やメール等の通常の連絡手段が使えない場合に備えて、緊急時の連絡方法を検討してください。 (P17参照)

管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような防災組織体制づくりに努めてください。

① 職員間や関係者との連絡体制の整備

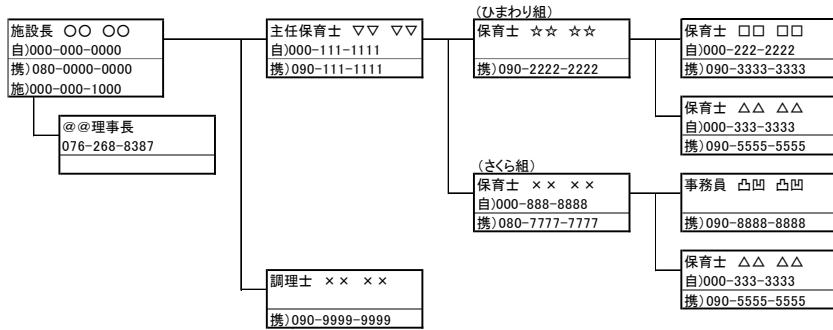
災害に備えて、職員間の災害時連絡網や緊急連絡先一覧を作成し、各職員が携帯するほか、施設内の同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。

また職員以外にも、関係者の連絡先を記載してください。特に、県や市町の防災担当課、児童福祉担当課と連絡が取れるよう、連絡先を確認してください。

(※その他関係者の例 町内会、ボランティア団体等、消防署、警察、嘱託医、設備の管理委託業者 等)

各連絡先の様式例

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	メールアドレス	通勤時間
施設長	○○○○	●●市●●町●●丁目1-1	111-1111	090-1111-1111	00000@mail.com	徒歩1分
主任保育士	□□□□	■■市■■町■■丁目3-1	333-3333	090-3333-3333	00000@xxphone.jp	自転車10分
保育士	☆☆☆☆	★★市★★町★★丁目4-1	444-4444	090-4444-4444		車20分
保育士	◇◇◇◇	◆◆市◆◆町◆◆丁目5-1	555-5555	090-5555-5555		車30分
事務員			999-9999	090-9999-9999	00000@xxpc.ne.jp	電車15分



関係先連絡表

分類	名称	住所	電話番号	FAX	備考
自治体担当課	○○県こども政策課				
	○○市子育て支援課	●●市●●町●●丁目1-1	111-1111	111-1000	担当:☆☆
消防機関	△△町消防署	▲▲市▲▲町▲▲丁目2-1	222-2222	222-2000	
警察署	□□市警察署	■■市■■町■■丁目3-1	333-3333	333-3000	
施設管理	株式会社☆☆設備営業部	★★市★★町★★丁目4-1	444-4444	444-4000	防火対応
	◇◇電気株式会社法人部	◆◆市◆◆町◆◆丁目5-1	555-5555	555-5000	電気設備
嘱託医	▽▽診療所	▼▼市▼▼町▼▼丁目6-1	888-8888	888-8000	

注) 緊急連絡先等一覧は、例示以外にも日常生活で関わる全てをリストアップしておいてください。

② 非常時の連絡手段の検討

災害時には回線が混雑し、通常の電話やメールが利用できない場合があります。

通常の連絡手段が利用できない場合に備え、公衆電話や災害時伝言ダイヤル等の災害時連絡方法を検討してください。

災害時伝言ダイヤルの使用に当たっては、各社のホームページ等で提供されている体験利用を活用し、職員及び保護者等に対して事前に周知して、連絡方法を練習することが重要です。

また、災害時優先電話、衛星電話等の通信手段の整備についても検討してください。

ア 公衆電話（グレー、緑の発信規制対象外の端末）

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般の回線が制限されますが、一部の公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となります。

イ 災害時伝言ダイヤル（N T T）

N T Tでは回線が混乱する状況の緩和を図るために、地震、津波等の災害発生時に音声による伝言の録音・再生サービスを実施しています。



ウ 携帯電話による災害時伝言ダイヤル、災害伝言板サービス

各携帯電話会社では、携帯電話による災害時伝言ダイヤルの他、安否情報等を登録する災害伝言板サービスを実施しています。利用方法については各社のホームページ等で確認してください。

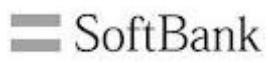
サービスを提供している主な携帯電話会社

NTT ドコモ



<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

ソフトバンク



<http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

au



<http://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

エ 衛星通信

災害発生時には地上系通信網が被災するおそれがあるため、衛星電話、可搬型衛星インターネット設備を予め設置しておくことも有効です。

サービスを提供している主な携帯電話会社

au : 「au Starlink Direct」



<https://www.au.com/mobile/service/starlink-direct/>

NTT ドコモ : 「ワイドスターⅢ」



https://www.nttdocomo.ne.jp/info/news_release/2023/09/20_01.html

③ 災害時情報共有システム

被災状況等を正確・迅速に把握するため、県や国への報告には、原則として「災害時情報共有システム」を利用するようにしてください。あらかじめログインID、パスワードや作業方法について関係者間で確認・共有を行い、災害発生時にすみやかに入力できるよう体制を整備してください。

災害時情報共有システムチラシ

(マニュアル等：<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomo/>)



災害時情報共有システムの入力徹底が施設支援の鍵に

災害発生時、児童福祉施設が迅速かつ的確な支援を受けるためには、国が運用する「災害時情報共有システム」への情報入力が不可欠です。

このシステムは、施設の被災状況や必要な支援内容を関係機関と共有するための重要なツールであり、支援の優先順位や物資の配分にも直結します。

災害時は、施設職員も被災者であり、混乱の中で業務をこなすことは容易ではありません。しかし、「入力することが支援への第一歩」であることを改めて認識し、平時から入力手順の確認や訓練を行っておくことが重要です。

児童の安全と福祉を守るためにには、施設の状況を正確に伝えることが何よりも大切です。災害時情報共有システムの活用は、単なる報告ではなく、命をつなぐ情報

発信であるという意識を持ち、今後の災害対応に活かしていく必要があります。

なお、令和6年能登半島地震の際には、インターネットが使用できない地域もありました。そのような状況においては、電話等の別の手段により、被害状況を県・市町に伝えることにより、県・市町が災害時情報共有システムに入力することも可能です。

(2) 災害発生時の組織体制の整備

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、児童等の特性に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

また災害発生時における班単位、職員別の役割分担を明確にし、可能な限り具体的な担当内容を定め、職員に周知してください。

① 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者（原則として「施設長」とする）を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定めたうえで指揮命令系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるので、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制を整備してください。

特に入所施設では、夜間に発災した場合、日中と比較して施設内で勤務中の職員が少なく災害対応の人員が少ない、総括責任者が不在の可能性が高い、連絡が取りづらいなどの状況が考えられるため、代行者を定めておくことは有効です。

② 職員が少数時の対応の検討と職員の参集

災害の発生は時間を選ばないため、職員が少ない時間帯においても災害が発生する場合も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

ア 同一法人等での人的支援

同一法人で地域や状況の異なる施設が複数ある場合、他の施設への支援が可能な場合は、同一法人内で支援することが考えられます。

イ 他の法人等での人的支援

同一法人等で人的支援の手配がつかない場合は、他の法人等で人的支援が

可能か、相互に協力することができるか検討します。あらかじめ相互に協力できる施設を確保し、相談しておくことが重要です。

なお、入所施設では休日や夜間の職員の配置が少なくなるため、職員の参集基準を定め、出勤していない職員が非常時に参集できる体制を整えてください。以下の職員参集基準を例として、対応を検討してください。

また、中高生や母親等、比較的年齢の高い入所者の協力や、近隣のボランティア、地元の自主防災組織や町内会の協力を求めることも視野に入れることも必要です。

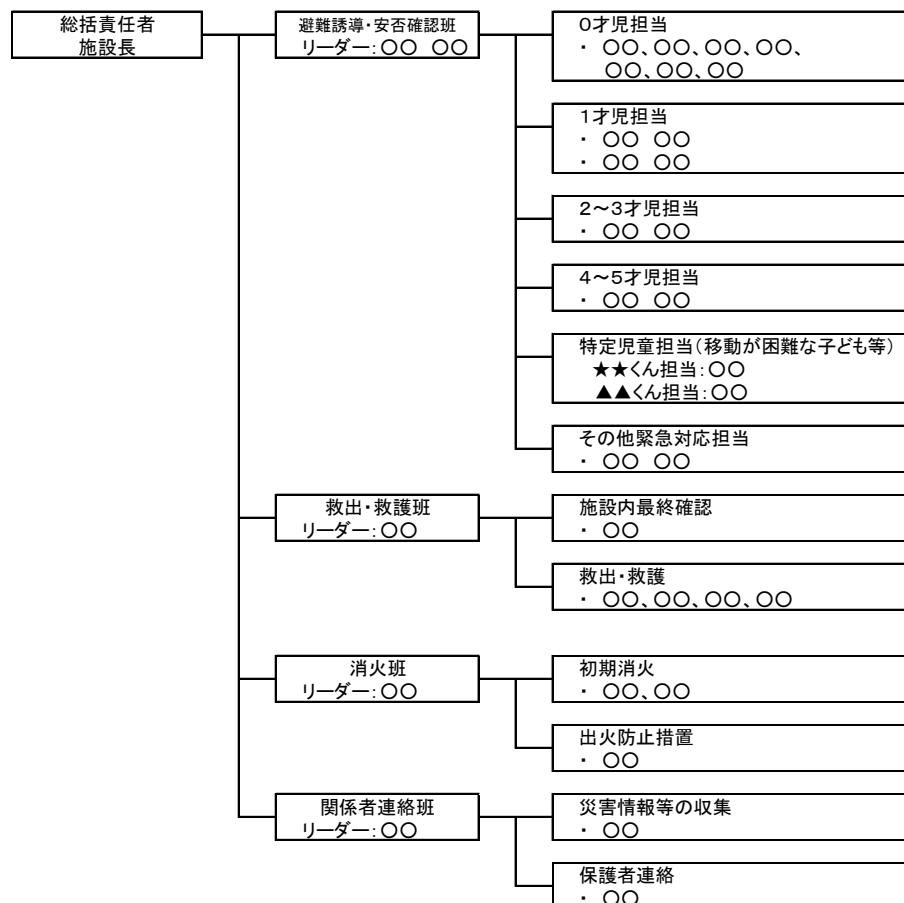
職員参集基準の例

配備体制	配備基準	出勤区分
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	総括責任者及びあらかじめ定めた災害対応のリーダーは施設へ出勤
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤そのほか、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及びあらかじめ定めた災害対応のリーダーは施設へ出勤 ・その他担当者は本人、家族の安全が確保され次第出勤

※あくまで参考ですので、各施設で検討のうえ作成してください

〈出典〉 石川県地域防災計画

役割分担表の例①



役割分担表の例②(詳細版)

※総括責任者不在時、担当者名簿で一番上の者が総括責任者になること

名 称	リーダー	担 当 者	主 な 対 応
総括責任者	施設長 ○○ ○○		<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 避難先、避難の実施方法の決定 避難経路の安全確認後、避難指示
避難誘導・安否確認班	主任 ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全確保 児童への指示 担当組の人数確認 避難の誘導 非常品の持ち出し(出席簿、連絡表、食料品等)
救出・救護班	主任 ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に残る児童がいないか確認 負傷者の救出 負傷者の応急手当 AED装置などの準備
消防班	調理主任 ○○ ○○	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止措置(ガス元栓の確認など) 初期消火活動
関係者連絡班	事務 ○○ ○○	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集 県市町等の関係者への連絡 保護者への連絡 応援職員への依頼業務等、受け入れの調整

③ 人的応援・物的応援の受け入れ

被災など非常時の状況によっては、人的応援や物的応援共に様々な申し出があることが想定されます。施設から必要な応援に関して情報を発信することも含め、施設側の対応方針や対応窓口・対応者など体制づくりをしておくことも必要です。

情報発信の手段については、ホームページやSNS等の活用も検討してください。また、行政機関等を通じて届けられる物的応援等については、発災後速やかに災害時情報共有システムによる報告を行うとともに、災害発生時に行政機関等から発信される情報を注視し、必要に応じて行政機関等に対し情報を提供するようしてください。

人的応援や物的応援については、段階に応じて必要な内容や量が変わってくるため、発信する情報については随時更新をすることも必要です。

人的応援（ボランティア）については、あらかじめ受け入れ担当窓口等を決めておき、事前にどのような手伝いの内容をお願いしたいかをまとめ、それに応じた受け入れの方針をまとめておくとスムーズに受け入れられます。

石川県地域防災計画において、県、市町及び関係機関は、災害発生時において「防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。」とされております。

ただし、災害時には、行政機関や関係機関も緊急対応に追われ、個々の問い合わせにすぐに対応することが難しい場合があるため、地域内でどのようなボランティア団体が活動しているのか、過去の災害時の実績等も踏まえ、日頃から情報収集をしておくことも有効です。

例えば、県では（公財）石川県県民ボランティアセンターのホームページにおいて「NPOボランティア交流名簿」や「令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨 石川県災害ボランティア情報」等、ボランティア活動参加企業・団体や活動事例を紹介しています。

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVODA）は、災害時に多様な支援団体をつなぎ、情報共有や調整を行う仕組みを構築しています。このようなネットワークの存在を理解し、情報収集等に活用することも大切です。

日常的に施設に関わっているボランティアの応援は大きな助けとなります。非常時の対応についても事前に話し合っておくことは有効です。ただし、任意の活動が前提であるため、非常時に無理な活動を強いることが無いよう十分な配慮が必要です。

受け入れ方針の一例

- ・ボランティアの食事や寝具はボランティア自身で用意する
- ・以前に施設の業務にかかわっていた職員等がボランティアを申し出た場合は、優先的に受け付ける
- ・子どもの養護等の手伝いを依頼したい場合には、保健、医療、福祉に関する専門知識がある者や学生を優先的に受け付ける

支援は「量」だけでなく「質」も大事

令和6年能登半島地震では、児童福祉施設にも多くの物資や人的支援がありました。支援の迅速さと規模は心強いものでしたが、現場からは以下のような切実な声がありました。

- ・ニーズに合わない物資が大量に送られてくることもあり、扱いに困ることがあった。
- ・支援物資がたくさん届いたときの保管場所に困った。
- ・途切れることなく大量の物資が届き、賞味期限が近いものも多く、整理が大変だった。

これらの課題は、支援の「善意」が必ずしも「有効な支援」につながるとは限らないことを示しています。児童福祉施設では、年齢や発達段階に応じた物資が必要であり、一般的な避難所とは異なるニーズがあります。例えば、乳幼児向けの紙おむつやミルク、子ども用衣類などは必需品ですが、成人向けの物資が中心となると活用が難しくなります。

また、施設の構造上、物資を一時的に大量に保管できるスペースが限られていることが多いことから、以下のよう取り組みが有効です。

- ・支援物資の受入・仕分け・保管に関する事前の計画やマニュアルの整備
- ・施設ごとのニーズを明確にし、発災時に迅速に発信できる体制づくり

支援は善意から始まりますが、その善意を最大限に活かすためには、施設側の支援を受ける準備と情報発信が鍵となります。

（3）救護用児童一覧の作成

避難や支援が必要になった場合、救護を要する児童等に関する情報が必要になる場合があります。緊急時に県や市町の災害対策本部等へ情報を提供できるよう日頃から準備してください。

作成した一覧は電子データ及び印字された用紙で管理するとともに、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。ただし、平常時においては個人情報保護の観点から、管理には十分注意してください。

また津波等発生時には、コンピューター等が使用不能となることも想定されることから、児童等のデータを常に最新のものとし、バックアップを日頃から行うとともに、外部保存についても検討しておきましょう。

救護用児童一覧の様式例

治療時に必要な情報等も記載しましょう
(血液型、傷病記録、アレルギー等)

氏名	年齢	連絡先				服用薬	注意事項	担当者
		①		②				
○ ○ ○ ○	3歳	母職場	111-1111	母携帯	090-1111-1111	●●●	小麦アレルギー	田中
△ △ △ △	2歳	父職場	333-3333	父携帯	090-3333-3333	×××	××治療中	田中
☆ ☆ ☆ ☆	9ヶ月	父携帯	090-4444-4444	母携帯	090-5555-5555	▲▲	RH- O型	山田
□ □ □ □	1歳	自宅	123-1234	母携帯	090-6666-6666	×××	かかりつけ医連絡先 000-0000-0000	山田
...					

いざという時に役立つ！

児童等へ応急処置等を施す際には、傷病記録や血液型といった情報があると、スマートな対応が可能ですが、紙の一覧表等の場合は紛失する可能性もあります。

そのため、児童が身につけている持ち物（カバン、タオル、帽子等）にこれらの情報を記載したゼッケン等をつけておくと、処置の際に有効ですし、本人確認としても役立ちます。

ゼッケンの例

名前	石川 太郎	血液型	B
所属	市立第一保育所 つばき組		
連絡先(保育所)	000-0000-0000		
連絡先(自宅)	000-0000-0000		

(4) 登退所時に災害が発生した際の参考基準（通所施設向け）

保育所等の通所施設の場合は、児童等の登退所時に災害が発生することも考えられます。登退所中は連絡がつきにくく、施設への参集を待っていては全体の避難が遅れることもあります。登退所時に災害が発生した際の施設への参集に関する基準をあらかじめ決めておき、児童や保護者等へ確認してください。**在留外国人のご家庭**も増えているので、全ての保護者向けへのわかりやすい周知が必要です。

【例】施設の安全性が高い（避難場所になっている等）⇒ 施設へ集合

施設の安全性が低い（津波浸水区域等） ⇒ 各自の判断で避難場所へ避難

不特定多数の児童が利用する施設での対応

1 利用者の把握

児童館や一時預かり事業等、施設によっては不特定多数の児童が利用するため、利用者の把握が困難なものもあります。それらの施設で全ての利用者を把握することは困難ですが、できる限り利用者の把握を行い、災害発生時に消防機関や保護者等への情報提供や連絡ができるように努めましょう。

以下に、児童の把握方法の一例を示します。

(1) 来館時に氏名や連絡先等を記入してもらう

日頃から来館時にできる限り来館者名簿等へ記入を促す等、利用者の把握に努めましょう。児童に呼びかけるほか、お便り等で保護者等へ知らせ、理解を求めることが重要です。

(2) 定期的に利用している利用者を把握する

定期的に利用していることが明らかな児童の場合は、住所、氏名、年齢、緊急連絡先等の情報を登録するよう努めましょう。ただし個人情報になりますので、保護者からの同意が必要です。

上記の取り組みを実施する際は、お便りで保護者等へ案内するほか、近隣の学校等を通じて児童等に呼びかけてもらうことが有効です。

2 逃げ遅れの防止

不特定多数の方が利用する施設の場合は、把握できる限りの人を避難誘導しなければなりません。逃げ遅れがないよう、避難前に館内全体への呼びかけや、確認を行う体制を整えてください。

3 避難先や緊急時連絡先等の事前の周知

お便りや近隣の学校等を通じて、児童の保護者等に災害発生時の避難先や緊急時の連絡先を事前に知らせるように努めましょう。

4 避難場所・避難経路等の設定

児童等の生命を守るために、安全・迅速な避難が重要です。そのためには避難所・避難場所（以下「避難場所等」という）、避難方法をあらかじめ設定し、各者が共有する避難計画を作成してください。

（1）避難場所等の選定

災害の種類や規模に応じ、施設の構造や立地条件のほか、収容可能な人数、児童の特性等についても考慮したうえで、市町の担当課とも協議し、避難場所等は複数選定してください。市町が指定した以外の民間施設等を避難場所等とする場合は、受け入れ先と取り決めが必要な場合もありますので、事前に調整してください。

他にも散歩等の施設外活動時に被災した際の避難場所等も検討しましょう。

避難場所等選定の目安

種別	避難場所等	建 物
地震	地盤が強く、過去の地震等で地滑り等が発生していない場所	・昭和57年以降に建設、もしくは耐震工事がなされている ・外壁にヒビ等が見当たらない
津波	地域で予想される津波の水位よりも高い場所	鉄筋で3階建て以上
風水害 ・豪雪	地盤が強く、過去の災害で土砂崩れ等が発生していない場所	鉄筋で2階建て以上

（2）避難経路の設定

避難経路は複数設定し、避難時に最も安全な経路を選択できるようにするとともに、事前に危険箇所や徒步・車両による所要時間等を把握してください。

また保育所等の施設外での活動が多い施設の場合は、活動場所（散歩のコース、公園等）から避難場所等への経路も設定しましょう。

（3）防災マップの作成

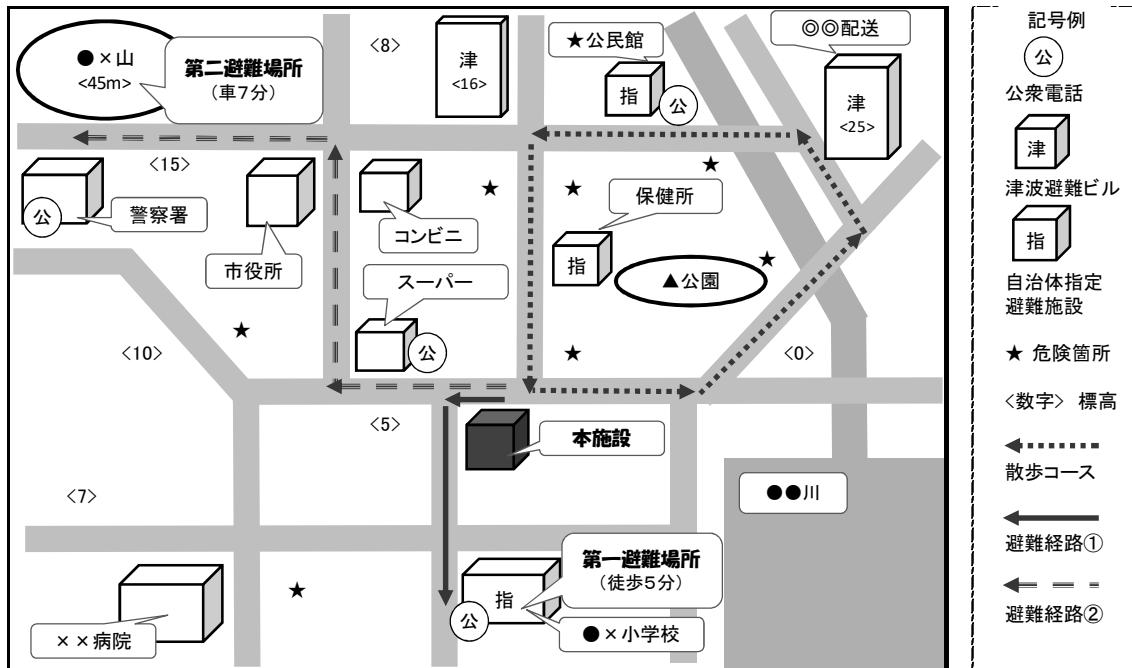
設定した避難場所等や避難経路を記載した経路図を防災マップとしてまとめ、わかりやすい場所に掲示し、児童、職員、保護者等へ周知してください。

また防災マップは、以下の点についても留意し作成しましょう。

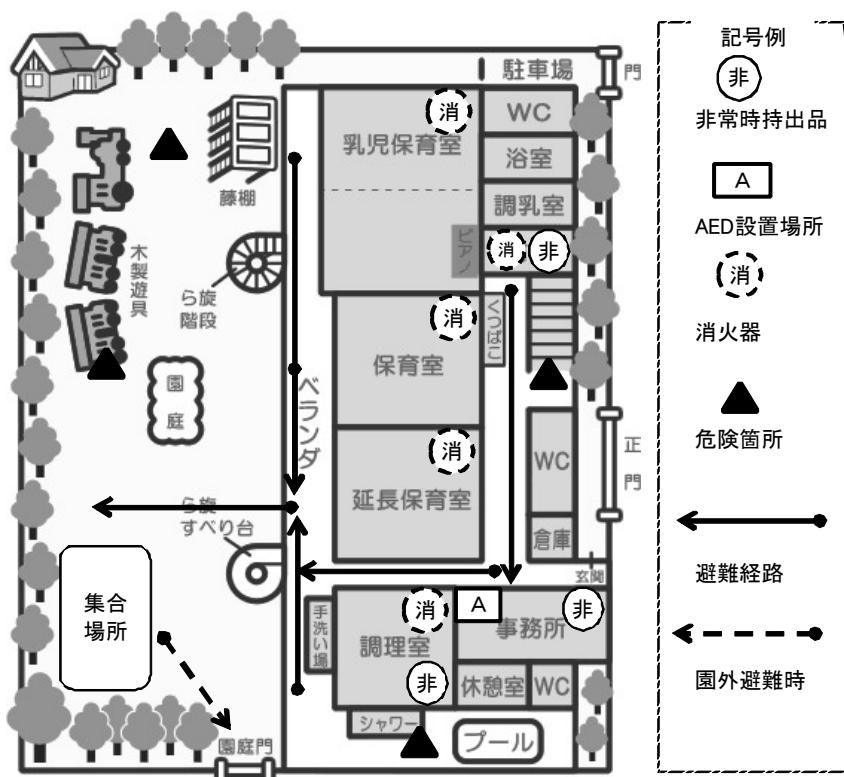
- ① 災害による被害を想定し、周辺の地形、建物・道路等の状況を把握する
- ② 自治体が指定した周辺の収容避難場所等や、緊急連絡用公衆電話を把握する

- ③ 複数の避難場所等を設定する
 - ④ 災害発生時の連絡手段として公衆電話の設置場所を把握する
 - ⑤ 実際に経路を確認し、また定期的に点検して、安全確認をする

防災マップの作成例



施設内避難マップの作成例



- ・保育所の場合は散歩コースについても記載しましょう
- ・避難経路、避難場所等は複数設定し、記載しましょう
- ・危険な場所や消火器等の設置場所が一目でわかるように工夫しましょう

(4) 避難手段の確保

徒歩での避難が困難と想定される場合、必要な車両数を割り出し、施設車両や職員車両のほか、近隣地域住民の協力車両で必要数を確保できる体制を整えましょう。必要数に満たない場合は市町に応援を求める体制を整えてください。

日頃から車のガソリンは半分以下になった場合は満タンにしておく等災害発生時に使用できるようにしておきましょう。

そのほか、乳児等自主的な避難が困難な児童については、個別に避難方法を検討してください（抱っこひも、お散歩カート、ベビーカー等の使用）。

また、万が一避難先や避難途中ではぐれた時のために、児童を識別するゼッケン等（[P25](#)参照）を準備しましょう。

なお、外国につながりのある子どもや口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらないような状況が想定される場合には、文字やイラスト等の方法を併用して、避難誘導などの工夫が必要です。

障害の特性に応じた避難手段等の検討

災害時には、子ども一人一人の特徴や特性を理解し、適切な配慮の下に対応することが必要となります。

(1) 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備

自分で避難できない子どもや安全に避難行動ができない子どもの避難のため、車いすやストレッチャーなどを準備する。ただし、避難時に車いすやストレッチャーなどの移動に支障がある可能性もあるため、どのように避難させるか検討しておくことが重要です。

(2) パニックなどによる二次的被害の防止

精神障害、知的障害、発達障害がある子どもにとっては、通常と異なる状況で不安が強くなる、事態の把握が困難でパニックになる場合があります。そのため、避難行動が困難となる可能性もあるため、事前に十分な説明を重ねることが重要

です。また避難訓練等を通じてできるだけ避難行動に慣れておくことが、精神障害、知的障害、発達障害 のない子ども以上に重要となります。

このほか、以下の資料には、各障害特性に応じた配慮事項等についてまとめられていますので、参考にしてください。

- 厚生労働省「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00002.html

- 国立特別支援教育総合研究所「災害時における障害のある子どもへの配慮」

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/disaster/consideration

(5) 持ち出し品の準備

避難先での生活に備え、災害時用持ち出しセットや、避難時持ち出し袋を用意してください。特に、通常の避難場所等で準備することが困難な紙おむつ、柔らかい食料、常備薬は必需品です。

また、救護用児童一覧（[P24](#)参照）や出席簿、引き渡しカード（[P32](#)参照）についても、いつでも持ち出せるように準備してください。

施設を利用している子どもや保護者等の情報などの重要書類は、保管場所を決め、日常からまとめておくと非常時にもあわてずに準備が可能です。データはバックアップを取るようにします。

持ち出し品の例

乳児担当	幼児担当	担任以外
出席簿	出席簿	児童一覧
連絡表・引き渡しカード	連絡表・引き渡しカード	連絡表・引き渡しカード
防災マップ	防災マップ	防災マップ
粉ミルク	非常食	非常食
哺乳瓶	着替え(少々)	筆記用具
ミネラルウォーター	ビニール袋	ティッシュペーパー
着替え	ウェットティッシュ	タオル
紙おむつ	ティッシュペーパー	ビニール袋
ビニール袋	タオル	現金(小銭)
タオル・ウェットティッシュ	あめ	救急キット
おんぶひも	ロープ	ラジオ
筆記用具	筆記用具	携帯電話充電器
笛	笛	笛
等	等	等

ポイント！！

- ・非常時持ち出し袋等にまとめて常備し、いつでも持ち出せるようにしましょう
- ・いざという時に取り出せない！ということがないように、見えやすく取り出しやすい場所に置くことが必要です
- ・重すぎて持ち出せない、ということがないように注意しましょう

※上記の一覧はあくまで参考です。各施設で必要なものを検討してください。

5 保護者等への引き渡しの準備

通所施設については、児童を保護者等へ安全確実に引き渡すことが重要になります。地震・津波等発生時の緊迫した状況で保護者等への対応に追われれば、児童を守るために貴重な時間がなくなります。不要な混乱を防ぐためにも、あらかじめ引き渡し方法を決めておき、保護者等と情報共有してください。

(1) 引き渡し場所の確認

施設が倒壊等によって使用不能になった場合を想定し、施設とは別に児童の引き渡しの場所をあらかじめ定めたうえで、保護者等から同意を得てください。お便りや懇談会等を通じて保護者等に繰り返し周知し、理解を得ておくことが重要です。

(2) 引き渡し方法の確認

不要な混乱を防ぐためには、あらかじめ引き渡し方法を決めてください。また、児童を安全確実に保護者等に引き渡すためには、引き渡しカードの活用が有効です。

引き渡しカードの使い方

保護者等と施設で同じカードを保有し、引き渡しの際保護者等から提示を受けたり、記載内容を本人確認に利用することで、安全な引き渡しを行うことが可能になります。

緊急時連絡・引き渡しカード			保護者印		担任印		
園児名	石川 一郎	性別 男	組(年齢)	さくら 組 3 才			
住所	〒 000-0000 石川県金沢市〇〇町1-1 (固定電話番号) 000-000-0000			血液型	AB		
保護者	石川 太郎	園児との関係		父			
緊急時連絡先 (優先順)	①氏名 石川 太郎	続柄	父	電話	000-0000 (職場)		
		携帯電話など			080-0000-0000		
		メールアドレス			0000@abc.com		
	②氏名 石川 花子	続柄	母	電話	000-0000 (職場)		
		携帯電話など			090-0000-0000		
		メールアドレス			1111@abc.com		
	③氏名 石川 五右衛門	続柄	祖父	電話	000-0000 (自宅)		
		携帯電話など					
		メールアドレス					
利用時記録欄							
引き取り者		園児との関係					
引き渡し日		引き渡し相手名					
避難場所		今後の連絡先					
特記事項							

・裏面には引き渡し場所の候補地や施設の緊急連絡先等を記入しておくと、引き渡し方法の情報共有ができます

・施設と保護者等の印を押しておくことで、引き渡し相手の確認になります

・万が一保護者等が引き渡しカードを紛失したり、保護者以外の方が引き受けに来た場合は、緊急時連絡先の内容等で照会が可能です

・持ち出しやすいサイズが好ましいです

この欄は実際に引き渡した後に、施設側が記入します。

引き渡した相手、児童との関係、引き渡し日等を記入し、避難後の連絡等に活用できます。

(3) 引き渡しを行う時期の検討

災害が収束していない間に引き渡しを行うと、その後児童や保護者等に危険が及ぶ可能性が高くなります。そのため、引き渡し時期は施設の立地状況等から総合的に判断し、警報（危険度が高いと判断される場合は注意報）が解除されるまで引き渡しを行わないよう定め、保護者等に事前に確認してください。

ただし、児童養護施設等に入所している児童の保護者等への引き渡しについては、児童相談所が施設等の意見を聞いたうえで決定するため、事前に児童相談所と調整が必要となることに注意してください。

(4) 保護者以外への引き渡し方法の検討

大規模災害発生時には、父母、祖父母等の保護者が児童を引き取りに来られないことも考えられます。**災害時に保護者以外が児童の引き取りを希望する場合、事前に保護者が登録した代理人に限り、本人確認を行ったうえで引き渡してください。**保護者の同意が確認できない場合は、原則として引き渡しを行わず、施設での待機を継続します。（参照：引き渡しカード P32）

(5) 保護者等への連絡体制の整備

災害発時においては、児童や施設に関する状況や災害への対応状況について、保護者等へ情報提供することが必要になることがありますので、非常時の連絡体制を整備してください（[P17](#)の「非常時の連絡手段の検討」も参照）。

ただし、児童養護施設等に入所している児童は、保護者等への連絡に当たり配慮を要する場合があるので、事前に児童相談所と調整してください。

被災地での保護者等に対する情報提供方法(例)

(1) 立て看板の設置

施設の入口やあらかじめ定めた場所に立て看板や貼り紙を設置します。施設の敷地外に設置する場合は、敷地の管理者にあらかじめ承諾を得ておいてください。

(2) 災害時伝言ダイヤルの使用

災害時伝言ダイヤルの使用を呼びかけます（[P18](#)も参照）。
お便り等で伝言ダイヤルの使用方法について連絡しておくことも有効です。

提供が必要な情報

- ・避難先
- ・安否情報
- ・引き渡しの方法（引き渡し場所、時間等）

簡潔かつ正確な情報を提供するよう心がけましょう！

(3) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の使用

X（エックス）やFacebookなどのSNSは、過去の大震災で通信麻痺の時にも機能した実績もあるため、活用の検討が推奨されます。

通所・入所別のポイント

(1) 通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

被災時に、保護者等へ引き渡すことが可能か、施設で預かるのか、別の場所へ避難するのか等については、状況に応じて判断することになります。また保護者等へ引き渡す時には、その後の安全が確保されているかを確認し、安全と判断できない時には保護者等も一緒に施設に留まるようにします。

あらかじめ、利用する子どもの保護者等家族の連絡先を把握し、被災時の引き渡し方法について保護者に周知しておきます。また、避難する場合の避難場所についても周知しておきます。被災時には、電話が使用できなくなる可能性があるため、メールやHP 等でお知らせする方法も有効です。

(2) 入所施設の場合（児童養護施設など）

保護者が施設と同じ地域にいるとは限らず、保護者の状況も様々であること、子どもの居場所を秘匿している場合があることから、入所児童ごとの連絡方法をあらかじめ検討し、一覧表にしておきます。入所児童の変更の都度更新し、災害時に備え担当者へ情報を共有します。

「つながらない」その時に備える－施設と保護者の共通認識

令和6年能登半島地震では、一部の地域において、電話・インターネットの両方が使用不能となる事態が発生しました。児童福祉施設の職員からは、「大災害時の保護者への連絡手段や受け渡し方法の見直しが必要だと痛感した」との声が寄せられています。

災害時、保護者との連絡が取れない状況は、児童の安全確保や心理的安定に大きな影響を及ぼします。特に通信インフラが長期間にわたり途絶した場合、施設と保護者の間で情報が共有できず、児童の引き渡しが困難になることが想定されます。

災害は、予測不能な形で私たちの生活を揺るがします。だからこそ、「通信が途絶えたときにどう動くか」を具体的に想定し、施設と保護者が共通認識を持つことが、児童の命と安心を守る第一歩になります。

引き渡し困難時に備えた「お泊まり保育訓練」のすすめ

災害時には、保護者への引き渡しが計画どおりに進まないケースが多く発生します。

東日本大震災では、交通網の寸断や避難指示により、子どもを施設に留めざるを得ない状況が多数報告されました。（日本ユニセフ協会「岩手県保育所避難状況記録」）

そのため、子どもを安全に留める体制を事前に整えることが重要です。

具体的な取り組みとして、次の方法が考えられます。

○ 「お泊まり保育訓練」を取り入れる

災害時に一時的に「お泊まり保育」へ移行する可能性があります。

保護者の協力を得て、イベントとして「お泊まり保育」を実施することで、子どもに園で泊まる体験を積ませるとともに、園側は課題の洗い出しができるほか、保護者との信頼関係が深まります。

○ 「お泊まり保育訓練」のポイント

訓練は防災目的を前面に出すのではなく、イベントとして実施することで、負担を軽減しつつ自然な形で体験できます。訓練後には、園側で課題を整理し、備蓄や職員体制の改善に活かしましょう。

6 訓練の実施

緊急時に安全かつ迅速な避難を実現するためには、日頃からの訓練が必要です。

(1) 各種災害を想定した防災訓練の実施

地震、津波、風水害等、様々な災害の具体的な規模を想定した防災訓練を行うことが必要です。職員一人ひとりの役割分担を明確にし、年間を通じた訓練計画を作成し、実施してください。訓練の実施に当たっては、下記の点に留意しましょう。

- ① 様々な場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を計画する
- ② 児童自身が自分の身を守る訓練等を検討する
- ③ 職員が少ない夜間等の時間帯も想定した訓練の実施を検討する
- ④ 各職員が計画の内容や役割分担、情報伝達体制等について協議し、確認する
- ⑤ 保護者等や地域と連携した訓練を計画する
- ⑥ 訓練実施後、課題や問題点等を検証し、見直し・改善を絶えず行う
- ⑦ 新聞や災害関連ホームページ等から国や自治体の最新の災害リスク情報等を収集し、訓練に活かす
- ⑧ 避難経路を園外活動のルートに設定する等、日常生活へ取り入れる
- ⑨ 地元の自主防災組織や町内会等と合同で、災害時を想定した防災訓練を計画する

訓練は やりっぱなしで 終わらない

防災訓練は実施するだけでなく、その後の見直しと評価が必須です。例えば、避難に要した時間等を記録し、時間の短縮や効率化を目指していくことが重要です。特に、災害時に判断力に乏しい児童にとっては、反復した防災訓練の実施が特に重要です。実施後はミーティング等で改善点を洗い出し、今後に活かしましょう。

(2) 職員の防災意識の向上

児童等の生命を守り、被害を最小限ににくいとめるためには、個々の職員が防災に対する知識をもち、実践的な訓練や研修等により、自らの対応力や防災教育に関する指導力を高めることが重要です。下記のような取り組みにより、普段から職員の

意識の向上に積極的に取り組みましょう。

- ① 防災に関する研修会等への参加
- ② AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加
- ③ 児童の安全能力育成のための保育・教育内容、教材等に関する共通理解
- ④ 国が実施する災害時情報共有システムの訓練への参加

災害時における偽・誤情報への対応

令和6年能登半島地震において、SNSは情報収集手段や安否確認手段として寄与していた一方、SNS上では、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が流通したと指摘されています。

災害発生時には、災害情報や避難情報を確実に取得することが重要です。情報を受け取る側が、情報の真偽を検証する「ファクトチェック」を行うことや、デジタルリテラシーの向上のための研修を受講する等の取組が望ましいです。

〈出典〉総務省・令和6年版情報通信白書

(3) 児童の安全能力の育成

児童の安全を守るためにには、普段から災害の正しい知識を教え、児童が安全に避難することができる態度や能力を育てることが重要です。

そのためには、職員が日頃から防災の視点を持って指導を行うとともに、児童自身が自分の命を守るために行動の仕方が分かるように、避難訓練を繰り返し行い、体験させるよう努めましょう。

日常的な積み重ねを

災害発生時にとるべき行動や避難方法を身に着けるには、定期的な訓練はもちろんですが、日常に取り入れていくことが非常に有効です。

そういう取り組みは、以下のようないふが考えられます。

- ・避難経路を散歩のコースに設定し、日頃から歩いてみる
- ・災害発生時にとるべき行動（机の下に隠れる、園庭に出る等）を、日頃の遊びや運動の中に取り入れる
- ・地震や津波を紹介する紙芝居や絵本等を読み聞かせる

上記は一例です。各施設で工夫し、児童等の安全能力の育成に取り組みましょう。

(4) 保護者等の防災意識の向上と連携

災害発生時に児童を安全に避難させ、保護者等に引き渡すためには、保護者等に

も高い防災意識をもってもらうことが重要です。避難場所等や避難方法、保護者等への連絡・引き渡し方法等、各施設と保護者等で情報を共有してください。

- ① 参観日や懇談会等で防災に関する説明を行う
- ② 保護者等とともに避難訓練を行い、避難経路等を確認する
- ③ お便り等で避難場所等、引き渡し方法を周知する
- ④ 防災計画の内容を保護者等に周知する
- ⑤ 各施設の防災の取り組み等を「施設から親・子から親」へと発信する

(5) BCPの不断の見直し

防災訓練実施後に、BCPの内容について、常に見直しを図り、最新のものとしておくとともに、日頃から備品等の安全点検を行う等、隨時見直しを図り、改善してください。

- ① 訓練の結果等を踏まえたBCPの不断の見直し
- ② 備品等の転倒防止対策の不断の見直し
- ③ 備蓄品の不断の見直し
- ④ 連絡体制等の不断の見直し
- ⑤ 避難場所等、経路の確認と不断の見直し
- ⑥ テレビやラジオ、携帯電話等の災害・避難情報の入手手段の検討・確認
- ⑦ 新聞や災害関連ホームページ等から最新の情報を収集し、計画の見直しに活かす

不特定多数が利用する施設の場合(児童館など)

災害時の子どもを守る行動の訓練、避難計画の見直しには、利用する子どもと実際に避難してみることが重要です。

自由来館の施設の場合、事前に避難訓練を告知すると子どもが避難訓練を避ける傾向があり、一緒に訓練を行うことが難しい場合があります。

子どもが参加するイベントや利用する子どもの保護者も一緒に参加できるようなイベントと共に避難訓練をするなど、施設と保護者の連携を図りながら実施をすることも一案です。

(6) 訓練における子どもの心のケア

過去に被災した経験がある場合、非常ベルの音を聞いただけで災害時の状況が思い起こされ、パニックを起こす子どももいます。

こうした状況が懸念される場合は、訓練の際に「あらかじめ非常ベルを鳴らすことを案内する」、「非常ベルを鳴らさずに実施する」といった工夫をすることが有効です。

7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町や消防機関、近隣の病院・診療所、社会福祉施設等と連携をとり、役割分担についてあらかじめ協議するなど、いざという時に協力が得られる体制を構築しましょう。

安全で確実な児童等の避難につなげるためにも、市町や消防機関などと日頃から連携して、防災協定を結んだり、地区防災計画を策定したりすることは有効です。また、以下のような活動を通じ、日頃から地域住民に施設の存在を知っていただくことが重要です。

(1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するためにも、地域の防災訓練には積極的に参加しましょう。

(2) 地域への協力要請

地域との災害時協力関係の確立のため、施設と近隣のボランティア、地域の自主防災組織や町内会の間で、災害時の支援の提供について承諾を得られるように、日頃から相談しておきましょう。

地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、当該計画の対象に自施設の児童・職員等も地域住民と同様に加えてもらう等して、避難や消防活動に協力してもらえるようにすることが有効です。

また、入所施設の場合は、災害により施設が使用不能となった場合に備え、市町に受け入れ先のあっせんを依頼する等、他の施設との受け入れに関する協定の締結等を検討することも重要です。

(3) 地域の行事への積極的参加

地域における行事へ積極的に参加し、また、施設における行事に地域の方々を招待する等、地域の方々との交流や情報交換に努め、施設に対する理解を深めていただくよう努めましょう。

(4) 地域の安心拠点

施設が使用できる場合は、社会福祉施設の使命として、地域の安心拠点としての救援活動を行うよう努めましょう。

その際、防災活動の順位は次のとおりと考えられます。

第一に、施設利用者救護

第二に、地域の被災者への救護活動

事前に様々な想定を！

・避難所は事前に確認を！

地域の避難所として設定されている避難所では、必要な備品を備蓄している場合がありますが、児童の避難所として想定していない場合もあり、おむつや粉ミルクといった児童に必要な備品が備えられていない場合もあります。そのため、避難所においてある備品はあらかじめ確認し、施設からの持ち出し品を検討しておくことが必要です。

特に、児童の精神的な安定のため、おもちゃ・児童書等は対象年齢・発達段階等に応じたものを用意しておくことが望ましいです。

・情報収集ルートの確立

災害時は、避難所の開設状況や物資の配布状況等の情報収集が不可欠です。

災害時においても、市町から確実に情報提供がなされるようにするため、情報連携について平時から確認しておくほか、共同して避難訓練を実施するなど、日頃からの協力体制を構築することが重要です。

・複数の協力体制の構築

災害時には地域との連携が重要ですが、地域内・地域間、法人内・法人間といった連携などの、重層的な支援体制の検討も必要です。

令和6年能登半島地震の際は、ボランティアの申し出や物資受け入れについて、個々の施設が直接対応するのではなく、同じ種別の施設が属する協議会が窓口となり対応した事例がありました。離れた地域の同じ種別の施設との協働や、同じ専門職のネットワーク構築など、平時に想定をしておき、情報の共有や支援方針をあらかじめ定めておきましょう。

・施設種別を超えた地域連携

災害初期には、施設種別を問わず、近隣の福祉施設へ地域住民が避難する可能性があります。このため、平時から施設種別にとらわれず、地域の福祉事業者間で情報共有や合同勉強会を実施し、相互理解と連携体制を強化しておくことが有効です。

IV 災害発生時の対応

1 地震への対応

地震による被害では、施設建物・設備や、電気・ガス・水道などのライフラインへの被害が多い傾向があります。ライフラインが復旧するまでは用意した物品等で業務を継続しなければならない状況も想定されるため、日頃から大きな地震への対応を想定し、

地震発生時の特徴

大きな地震が起こる際の一連の地震活動においては、本震、余震の段階に分かれており、それぞれ以下のような特徴を示します。

本震 ある地域で一定の期間内に連續して発生した地震のうち、最も規模の大きいものを言う。最も大きな被害をもたらす。

余震 本震後に発生する、比較的規模の小さい地震である。本震の直後に非常に多く発生するが、時間とともに減少する。本震に匹敵する規模の余震が発生することもあるため、本震が収まった後も注意を怠らないことが必要である。

また地震発生時には、以下のような状況が起こると考えられます。

(1) 施設内の混乱

利用者等が混乱し、騒然とした状況が生まれる恐れがあります。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡が取れない状態が続く。
- ② 行政庁舎が被災した場合、災害対策本部の機能が麻痺し情報が入らない。
- ③ 放送局の機器が破壊されて、周辺地の被災情報が入手できない。
- ④ 電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能が麻痺する。

(3) 発生時間による救助への影響

勤務時間外に災害が発生した場合、非番の職員自身が被災したり、被災を免れたとしても、道路の陥没や橋梁部の破損による通行止めから施設への参集が不可能となる事態が考えられます。

(4) 二次災害の発生

地震の後に、火災、津波、雪崩、土砂崩れが起きる可能性があります。

〈出典〉日本の地震活動（地震調査研究推進本部・文部科学省）

有効な対策を考える必要があります。

地震発生後は施設の倒壊や土砂崩れ等の二次災害が発生する恐れがあることから、速やかな行動が求められます。本章を参考に、あらかじめ災害発生時にとる行動を定めておき、平時から訓練等で確認してください。

（1）日中の活動時において地震が発生した場合

① 地震の揺れを感じたときの対応

地震発生から揺れが収まるまでは、次のこと留意し、自分の身を守ることを優先する。

- ア 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる
- イ 落下物・転倒物から身を守る。特に頭部を守る
- ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する
- エ あわてて外に飛び出さない
- オ エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階でおりる。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ

② 地震発生直後の対応

ア 安否の確認と指示体制の確認

（ア）総括責任者に指揮系統を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする

（イ）職員は、児童等の安否及び負傷の程度を確認し、総括責任者に報告するとともに保護者等からの問い合わせに応じる

イ 職員の招集

総括責任者はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

ウ 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、物資運搬、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう、点検や準備を

進める。

エ 火元の点検と消火活動

(ア) 火元の点検

- ・ 地震発生時にはガス自動遮断装置が作動する（ガス供給業者へ平常時に確認する。付いていないときは取付けを相談する）が、作動しない場合は施設職員が協力して身の回りの「火の始末」を行うとともに、ガスの元栓を閉めるよう努める。ただし調理器具の場合、やけどに気をつける
- ・ 揺れが落ち着いてから、漏電やガス漏れの有無を確認する

(イ) 消火活動

- ・ 出火を見つけたら、大声で火災の発生を知らせ、火災報知器を押し、可能な範囲で消火活動を開始する。火災の知らせを受けた職員は、総括責任者や消防署へ連絡する
- ・ 電気火災は、感電の心配がある。まず、ブレーカーを落として電源を遮断してから消火する

オ 施設内・避難経路の安全確保

(ア) 大きな揺れが収まったら、職員は、児童等が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性を確保する

- ・ 戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟み込む
- ・ ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認、安全な避難経路を確保する

(イ) 倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置する

(ウ) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声や拡声器等を使用して周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないよう指示するとともに、ロープ等を張って立ち入り禁止にする

カ 負傷者の有無確認と救護

(ア) 負傷者の有無を確認する

(イ) 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す

(ウ) 医療機器を利用している児童等のため、電源の確保を行う

(エ) 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する

③ 余震・二次災害への対応と、避難の判断

ア 情報の収集と発信

- (ア) ラジオ、テレビ、**インターネット、県災害対策本部、市町災害対策本部**、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、施設被害の全体像を速やかに把握したうえで安全性を判断し、的確な指示を行う
- (イ) 施設倒壊の心配がなければ、館内放送等で、冷静な対応を指示する
- (ウ) 児童等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える
- (エ) 市町災害対策本部等と連絡を行うとともに、必要な指示があった場合には、直ちに総括責任者に報告する

イ 施設周辺の確認

施設内の天井や柱、壁面等の状況を確認し、施設倒壊の前兆がないか点検する。あわせて「切れている電線」や「ブロック塀の倒壊」等、施設の周辺地域の状況を確認し、二次被害の危険がないか検討する。

また施設が被災した場合は、消防関係機関等に連絡するほか、市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

- (ア) 地震等の後は、漏電、ボイラーの破損等、二次災害発生原因になるものをすぐに点検し、電力会社又は電気工事業者の判断を得る
- (イ) 給水や供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- (ウ) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

ウ 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

地震発生後は土砂災害や津波等の二次災害の発生が考えられるため、市町・警察・消防等と連携し情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

④ 避難の実施と避難後の対応

ア 地域住民等への応援要請

職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力を要請するとともに、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

イ 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに児童等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。特に余震等に十分注意し、逃げ遅れぬよう安全に誘導する。

【避難の際の注意点】

- ・ 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、結果を総括責任者に報告する
- ・ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、**安全な誘導のためにロープ等を利用する**
- ・ 断線した電線により感電しないように気をつける
- ・ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（[P24 参照](#)）や引き渡しカード（[P32 参照](#)）は可能な限り持ち出す
- ・ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（[P25 参照](#)）を利用し、混乱を防止する
- ・ 避難で施設を離れる際には漏電防止のためブレーカーを落とす
- ・ 避難場所等で体調を崩した児童等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する

ウ 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や**断線**により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、保護者等や行政への周知に努める。

エ 児童の保護者等への引き渡し

避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（[P32](#) 参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようとする。

保護者等への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、保護者等と利用する児童と一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る。

オ 避難が不要な場合の対応

- (ア) 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食糧等を最大限に利用し施設職員が協力して児童等の安全確保にあたる
- (イ) ライフライン停止時は、暖房装置が使えないため、毛布、寝具等の準備が必要となる
- (ウ) 児童や職員等の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童や職員等の安全を確保する

⑤ 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

ア 児童の保護者等への引き渡し

児童等の家族等で被災を免れた方がいる場合は、状況を説明し、引き渡しカード（[P32](#) 参照）を活用し、避難後に安全が確認されたのち、保護者等への引き渡しを行う。引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようとする。

イ 他施設への引き渡し

児童の保護者等も被災し、[引き渡しが困難](#)となった場合は、他の社会福祉施設等で受入れてもらうよう依頼する。

ただし、児童養護施設等に入所している児童の保護者等への引き渡しについては、児童相談所が施設等の意見を聞いたうえで決定するため、事前に児童相談所と調整すること。

行動チャートの例

※あくまで参考です

各施設で作成しましょう

地震発生！！

児童の安否確認・安全確保

- ・児童らに「机の下へ」「頭を隠して」と呼びかける
- ・施設内から園庭等の安全な場所へ退避する
- ・身を守れない子どもは物が倒れてこないように保護する

指示体制の確認【担当:施設長】

⇒総括責任者の決定

施設長不在時は○○主任か●●

施設外への避難準備

【担当:各クラス担任】

- ①館内経路図に基づいて園庭へ避難
- ②児童が外に出ないよう注意
- ③逃げ遅れがないように呼びかけと物置、トイレ等の確認

負傷者の移送

【担当:◆◆ほか】

- ・ホールへ移送

避難時の障害除去

【担当:★★】

- ・避難路をふさぐ
転倒物を除去

応急措置

【担当:◎◎】

火元の確認・消火

【担当:××】

厨房、事務室

災害情報の収集【担当:総括責任者、△△】

- ①ラジオ、災害電話、テレビ等による情報収集
※ラジオ周波数は×××
- ②施設周辺の確認による情報収集

避難の判断・指示【担当:総括責任者】

- ①避難の判断、避難先と避難経路の決定
- ②館内放送かメガホンで職員に指示・伝達

児童の確認【担当:クラス担任】

- ①救護用児童一覧を使い点呼
- ②各クラスで実施
- ③点呼後に報告

負傷者の避難

【担当:●●】

- ・車、ベビーカー等
を使用

避難先の情報掲示

【担当:○○主任】

- ・保護者に分かる
ように玄関に掲示

避難の開始【担当:総括責任者】

- ・点呼後、異常がなければ避難開始

避難後の対応

- ①避難者の確認・点呼【担当:各クラス担任】
確認後、最後に総括責任者へ報告
- ②負傷者への対応【担当:●●、○○】
- ③関係者への連絡【担当:☆☆、▲▲】
- ④情報収集

警報又は注意報解除後

保護者への引き渡し【担当:各クラス担任】

- ①保護者らへの連絡（各クラス毎に実施）災害時伝言ダイヤルの番号:000-0000-0000
- ②引き渡し
・引き渡しは担当者が立会いの下行い、引き渡し後責任者へ報告

(2) 施設外活動時や送迎時に地震が発生した場合

保育所等施設外活動が多い施設は、施設外活動時に被災する可能性もあります。特に散歩や公園への訪問、登退所時等の日常活動では、施設長等の責任者がその場にいない可能性が高いため、個々の職員の判断を重視した行動が求められます。事前に災害発生時の避難場所等や避難経路、施設等への連絡体制等について十分に確認しておくことが必要です。

① 安否の確認と指示体制の確認

児童等の安否および負傷の程度を確認し、その場に職員が複数いる場合は、その中から責任者を決定する。

② 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備する。

③ 施設への連絡

責任者は、あらかじめ定められた緊急時の連絡手段によって、災害時の総括責任者へ連絡し、判断を仰ぐ。ただし、混線や断線によって連絡がつかない場合もあるので、場合によっては連絡を中止し、各自の判断を優先する。

④ 負傷者の有無確認と救護

- ア 負傷者の有無を確認する
- イ 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す
- ウ 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する
- エ 場合によっては近隣の住民の協力を仰ぎ、車両等で移送してもらう

⑤ 避難の判断

施設に連絡が取れない場合、責任者は周辺の状態等を判断し、あらかじめ定められた避難先への避難を指示する。

施設へ連絡が取れない場合は、施設が被災している可能性も十分考えられるので、施設へ戻ることよりも避難を優先する。

⑥ 避難後の連絡

避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとる。避難先が不明な場合は市町の災害対策本部や消防機関等に問い合わせる。

(3) 夜間において地震が発生した場合（入所施設向け）

職員が少数になる夜間において地震が発生した場合、総括責任者の不在や人員不足等の問題が生じる場合があります。

日頃から職員が少数の場合を想定した訓練や災害対応の体制づくりに取り組むことが重要です。

① 夜勤者の対応

ア 安否確認

夜勤者は、児童等の安否を確認する。

イ 総括責任者への連絡

総括責任者が不在の場合、児童の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求め、必要に応じて消防等にも応援を求める。

万が一、連絡が取れない場合や総括責任者の安否が確認できない場合は、夜勤者の中で臨時の責任者を定め、指示体制を一本化する。

ウ 火元の点検と消火活動

ガスの元栓を閉め、搖れが収まった後、漏電やガス漏れの有無を確認する。出火を見つけたら、直ちに可能な範囲で消火活動を開始する。

エ 負傷者の救護

安全なスペースへ児童を移動後、負傷者に対して応急手当を施す。

オ 近隣への協力要請

夜勤者のみでの対応が困難で、かつ他の職員の参集が遅れそうな場合、総括責任者、又は臨時の責任者の判断のもと、近隣の住民、町内会、自主防災組織、ボランティア等へ協力を要請する。

② 他の職員の対応

一定以上の地震（各施設であらかじめ決めておく）が発生した場合は、自己および家族に支障がない場合、自主参集する。

（4）発災翌日以降に実施すること

① 発災後 2～3 日に実施すること

- ア 安否確認の継続と問合せ対応の継続：職員・利用する子ども・保護者の安否確認を引き続き実施し、安否に関する問合せが自治体等からあれば対応する。
- イ 優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配
- ウ ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配
- エ 利用する子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保
- オ 利用する子どもの保護者や行政等への連絡
- カ 施設建物・設備の被害箇所の確認と記録
- キ 職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施
- ク 人的支援・物的支援の対応と地域ニーズの対応
- ケ 避難した場合は避難先での業務継続のための検討

② 発災後 2～3 日以降に実施すること

優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始めます。状況に応じて通常業務を順次再開・拡大し、通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了します。

- ア 被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成
- イ 施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備
- ウ ライフラインの点検・復旧手配、電話や LAN・ネットワーク関係の復旧手配
- エ 人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応
- オ OA 機器・備品類の買い替え、買い足しの手配

被災後の段階的復旧の重要性

大規模災害発生時、児童福祉施設の再開は一律に「通常運営」へ戻ることは困難です。能登6市町の通所施設向けに実施したアンケート結果によると、地震により休止したと回答した27施設のうち、地震前と同様の状態で再開できたのは、約2割（6施設）に留まり、残りの約8割（21施設）が営業時間を縮減するなど何らかの制限のもと再開しました。

これは、施設の損傷やライフラインの途絶、人員不足など複合的な要因によるものです。各施設では、再開時に以下のような対応が取られました。

- ・開所時間の短縮（例：通常より早く閉園）
- ・開所日数の減少（例：土曜日休業）
- ・1日あたりの利用者数を制限
- ・給食を支援物資で代替、弁当持参を保護者に依頼
- ・予約制の導入
- ・施設が避難所となっていたため、館内的一部を区切って児童館機能を再開

こうした事例から、災害時の施設再開については、段階的復旧も考慮した柔軟な対応が必要であることが分かります。

計画には、令和6年能登半島地震の際に実際に行われた上記のような工夫を参考に、段階的復旧のための具体的な選択肢を盛り込むことが重要です。

（令和7年9月18日集計「＜通所施設向け＞児童福祉施設における防災計画作成指針の改定に関するアンケート」結果より）

令和6年能登半島地震における認定こども園の対応例

令和6年能登半島地震では、七尾市にある幼保連携型認定こども園ひまわりが、園舎の損傷や断水の影響により、休園を余儀なくされました。園長は「保護者を支えるために一日も早い再開を」と考え、次のような段階的復旧を実施しました。

① 初動対応（発災当日・翌日）

- ・園舎の安全確認を実施し、電気以外のライフラインが使用不能の状態であることを確認。
- ・市役所に連絡し、水の確保と仮設トイレの設置を依頼。
- ・民間の設計士に園舎の安全確認を依頼。
- ・固定電話やインターネットが使えない中、携帯電話のテザリングにより、インターネットに接続し、Googleフォームを使用し、保護者や職員と連絡を取る。

② 発災後2～3日

- ・職員全員の無事を確認。
- ・園内の状況確認と片付けを実施。
- ・支援物資の受け入れを開始。

③ 発災後4～6日

- ・設計士による園舎の安全確認を受け、一部使用不可の部屋を除き保育可能と判断。
- ・ガスの使用可能を確認、仮設トイレを設置。

④ 保育再開（発災約1週間後）

- ・水道が復旧しない中、電気やガスを活用し、短時間保育を開始。
- ・食事は簡易なものとし、安全確認済の部屋で保育実施。

⑤ 長期対応（発災後数か月間）

- ・園庭は亀裂が入るなどして使用できないため、運動は園舎内のホールを使用。
- ・「命を守る」ことを最優先にし、節分やひなまつり等の恒例行事は中止。
- ・余震に怯えるこども達に先生達が寄り添い、心のケアにあたる。

上記は、発災直後からの柔軟な対応により、園の早期再開につながった一例といえます。発災時の状況等により、最適な対応は異なることに留意の上、段階的復旧の参考としてください。

2 津波への対応

津波は海底を震源とした地震等が原因で発生します。遠方で発生した地震が原因の場合は、到達までに若干の猶予があることも考えられますが、近海で発生した場合は避難する時間が非常に限られるため、迅速な対応が求められます。沿岸部等、津波襲来の危険性がある施設では、大きな揺れを感じた場合は直ちに避難を開始してください。

津波発生時の特徴

(1) 地震発生から津波到達まで

令和6年度能登半島地震では、珠洲市に遡上高3m以上の津波が推定1分で到達した解析があります。(東北大学災害科学国際研究所)

また、東日本大震災では、宮城県石巻市に最大7.7mの津波が40分(国土交通省調査)で到達したとの記録があります。津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、迅速な対応が求められます。

(2) 津波は潮が引いた後に来るとは限らない

「津波が来る前には潮が引くから、潮が引いたら逃げろ」とよく言われますが、「引き(最初に潮が引く)」で始まるものと、「押し(いきなり襲ってくる)」で始まるものと両方があります。

(3) 津波は繰り返しやってくる

津波は繰り返し来襲し、第1波後にさらに大きな津波が襲ってくる可能性もあります。津波警報や注意報が解除されるまでは、警戒をゆるめてはいけません。

(4) 小さな地震でも大きな津波が発生する

大した揺れを感じない地震でも非常に大きな津波が発生する場合もあります。

(5) 津波は速い

津波が陸上に到達した場合、海上よりも若干速度は落ちますが、速度は時速40kmを超えることもあります。徒歩で逃げきることが非常に困難となります。また、津波が河口から河川に流れ込む場合もあり、河川周辺は特に注意を要します。

〈出典〉気象庁HP・津波発生と伝播のしくみ

2-1 警報等発表時の対応

津波の規模や発生原因によっては、到達前に警報等が発表され、事前にある程度対処することも可能です。一方で、津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、安全な場所に避難することを第一に考えることが重要です。警報等発表時には冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるよう、本項を参考に平時から確認してください。

津波警報・注意報について

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表されます。ただし地震を原因とした津波の場合、地震自体が原因となって警報や注意報の発表が遅れる可能性もあるので注意してください。

津波警報・注意報の種類

種類	発表される津波の高さ	
津波警報	大津波	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	1m、2m
津波注意報		0.5m

〈出典〉気象庁HP

（1）情報の収集と発信

- ① ラジオ、テレビ、インターネット、県災害対策本部、市町災害対策本部、警察、消防、自主防災組織等、施設内外からの情報を収集し、的確な指示を行う。なお、被害状況や市町対策本部会議の情報を収集できるよう、施設が所在する市町との連絡・連携体制の構築に努める。
- ② 児童等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。

（2）指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

(3) 職員の招集

総括責任者はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

(4) 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

(5) 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、以下の火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急点検

(6) 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

なお、避難場所等・避難経路の決定に当たっては、可能な限り、近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到達が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込むことも想定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

(7) 地域住民等への応援要請

職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

(8) 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ① 避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- ② 児童等の最低限必要な情報をリスト化し、まとめておいたもの（救護用児童一覧等・[P24 参照](#)）や引き渡しカード（[P32 参照](#)）を持ち出す準備をする
- ③ 職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める

(9) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したとき、職員は速やかに児童等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

【避難の際の注意点】

- ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、結果を総括責任者に報告する
- イ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用する
ほか、安全な誘導のためにロープ等を利用する
- ウ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（[P24 参照](#)）や引き渡しカード（[P32 参照](#)）は可能な限り持ち出す
- エ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（[P25 参照](#)）を利用し、混乱を防止する
- オ 避難場所等で体調を崩した児童等が出た場合は、必要な応急処置を行つて、救護所の医師等へ連絡する

(10) 警報・注意報解除まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、保護者等への引き渡しについても警報・注意報が解除されるまで行わない。

(11) 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に

避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、保護者等や行政への周知に努める。

(12) 児童の保護者等への引き渡し

警報又は注意報が解除され、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（[P32](#) 参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようとする。

(13) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに児童等を建物の最上階等の安全なスペースに誘導する
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等についても高所に移動する
- ③ 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食糧等を最大限に利用し、施設職員が協力して児童等の安全確保にあたる
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えないため、毛布、寝具等の準備が必要となる
- ⑤ 児童等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童等や職員の安全を確保する

2-2 津波発生時の対応

津波の規模や発生原因によっては、警報・注意報発表前に到達する可能性もあり、対応が遅れた場合は致命的な被害を及ぼす可能性があります。そのため、施設の立地条件等によっては、地震等が発生した段階で津波の可能性を想定し行動してください。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、[P41](#)「1 地震への対応」も参考としてください。

(1) 避難の判断を早急に行う

東日本大震災では、地震発生後 40 分で最大 7.7m の津波が到達しており、児童

福祉施設は自力での移動が困難な乳幼児が多くいることから、特に早めの避難判断が望まれます。

(2) 可能な限り高所へ避難する

避難場所等を選ぶ際は、あらかじめ定めておいた避難場所等の中から、可能な限り近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到着が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物へ逃げ込む。

(3) 警報・注意報解除後まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。保護者等への引き渡しも警報・注意報が解除されるまで行わない。

津波から逃れるために

- ① 津波の危険地帯では、地震発生時、小さな揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先に考えることが必要です。
- ② 東日本大震災の発生直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生し、被害を拡大することになりました。避難時に使用できる、渋滞の少ないルートを日頃から検討しましょう。
- ③ すでに浸水が始まってしまった場合等は、思うように避難できないことも予想されます。このような場合は、遠くよりも高い場所等に避難することも必要です。

子どもの命を守るために～宮城県名取市 閑上保育所の事例～

宮城県名取市閑上にある市立閑上保育所は、海拔0m・海岸から400m程度離れた場所に立地しており、東日本大震災の津波を受けて建物は基礎部分以外全て流されました。

しかしながら、施設が大きな被害を受けたにも関わらず、当時いた10名の職員と54名の児童は、地震発生後から24分で2km離れた中学校まで全員無事避難することができました。

それは、児童の生命を守るという目的を持って、日頃から実践的な避難訓練に取り組んできた結果であるといえます。

保育所が掲げた防災に対する理念

- ① いち早く逃げる（早い決断、判断が必要）
- ② 独自のルートを決める（早く逃げる、渋滞に巻き込まれない道を事前に決める）
- ③ 津波が来ても来なくても逃げる（無駄になっても命を預かる立場として逃げる）

閑上保育所の避難訓練での取り組み

- 過去の津波被害が少ない地域であったが、過去の津波の高さに過信せず、日頃の防災訓練を高い意識を持って臨んだ
- 通常の避難訓練に加え、職員と打ち合わせしない場合や、責任者不在の場合等の変則的な訓練も実施した
- 周辺に地理感のない保育士さんもいるので、万が一のときに迷わないよう、実際に全ての避難経路を自分で運転して確認させた（裏道等を使用していた）。
- 子どもたちには避難場所等までの道のりを、お出かけ等を利用して覚えさせた
- マニュアルを配ったりするだけでは職員全員が共通理解をしていない場合があるので、各自レポートを出させる等、職員全員の意識が同じになるように工夫した
- 避難計画は周辺の環境等で隨時見直しを行い、常に最善の計画となるよう日頃から見直してきた。



3 風水害、豪雪への対応

石川県は年間を通じて降水（降雪）量が多く、風水害や豪雪による災害が発生する危険も高いといえます。地域によっては大きな被害も起こりうるため、災害別の対応が求められます。

風水害、豪雪発生時の特徴

風害（台風等）

台風は6～9月頃にかけ、本州に上陸し被害をもたらします。また台風以外でも、竜巻等が発生するケースがあり、注意を要します。平均風速20mを超えると屋根瓦が飛ばされたり、建物が倒壊する恐れが生じます。

水害（洪水、集中豪雨等）

50ミリ/時超の雨が1時間以上続くと、土砂崩れや河川の氾濫等大きな被害が発生する可能性があります。天気予報等の情報からある程度予測は可能ですが、集中豪雨は突如発生することもあるため、河川近隣の施設は特に注意を要します。

雪害（豪雪、雪崩等）

雪の重さは、新雪の場合でも1立方メートル当たり150kg以上になるといわれています。雪が固まって根雪になると500kg以上にもなる場合があり、木造の建物の場合は倒壊の恐れが生じます。集中豪雨と同じく、豪雪も突如発生することが多いため、注意が必要です。

また雪崩等が発生した場合は付近に大きな被害をもたらす危険があります。

（1）一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。天候によってはある程度の予測が可能とはいえ、注意報・警報等が発表される前に大規模な災害となる可能性も高く、注意が必要です。

（2）外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止し、施設の機能を麻痺させる
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となる場合が多い
- ③ 道路等が寸断され、避難が困難となる場合が多い

〈出典〉気象庁ホームページ

3-1 事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討します。災害発生の可能性がある場合は、気象情報などを踏まえ、避難の要否を判断します。夜間の避難はリスクが高く困難であること、事前に気象情報などから状況が悪化

するタイミングがある程度推測できることから、安全に避難が出来るタイミングをあらかじめ検討しておきます。安全に避難ができ、職員の人数が確保できる日中に避難を開始することが望ましいと言えます。また、風水害については、時間の経過とともに風雨が強くなり避難のリスクが高まるところから、浸水の危険性や土砂災害の危険のある地域に関しては、早目に避難することが重要です。

風水害時に、扉の下部の隙間から浸水してくることがあります。建物に水が入ってくるのを防ぐため、「土のう」「水のう」「止水板」が有効です。止水板のかわりに板を使う、土のうの代わりに、ごみ袋に水を入れて口をふさいだ簡易水のうも利用できます。浸水が想定される地域や、建物の入り口が周辺道路よりも低い場所にあるような施設では、あらかじめ「土のう」や「水のう」等を備えておくと良いでしょう。

3－2 警報等発表時の対応

風水害や豪雪については、事前に警報等が発表され、前もってある程度対処することも可能です。警報等発表時には情報収集を怠らず、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるように心がけましょう。

(1) 情報の収集と発信

- ① ラジオ、テレビ、インターネット、県災害対策本部、市町災害対策本部、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う。なお、被害状況や市町災害対策本部会議の情報を収集できるよう、施設が所在する市町との連絡・連携体制の構築に努める。
- ② 児童等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える

(2) 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

(3) 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安

全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。

(4) 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

(5) 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急点検

(6) 施設等の安全確保

- ① 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する
- ② 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する
- ③ ガラス破損時の布製ガムテープを準備する
- ④ 台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫等へ備える
- ⑤ 浸水防止用木材（止水板）、土のう、**水のう**、金具、工具の準備する
- ⑥ 車両の安全な場所への移動

(7) 救護活動の準備

- ① 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する
- ② 担架、車椅子、搬送用ゴムボート等救護運搬用具が揃っているか確認する

(8) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材等を点検し、補充が必要なものは緊急に確保する。

(9) 生活用品等の保護

浸水等のおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等を高所に移動する。

(10) 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ① 避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- ② 児童等の最低限必要な情報をリスト化し、まとめておいたもの（救護用児童一覧等・[P24](#) 参照）や、引き渡しカード（[P32](#) 参照）を持ち出す準備をする
- ③ 職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める

(11) 施設周辺の点検・見回り

施設周辺の点検・見守り等においては、危険な前ぶれ、前兆に注意する。ただし台風が通過している最中や雨が強く降っているときに、外の様子を確認しに外出することは差し控える。

水の状況は急変することもあるので、河川や用水路等の状況を確認しに行くことも非常に危険なので差し控える。

(12) 避難の判断

総括責任者は施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

また避難場所等・避難経路の決定や避難の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ① 周辺の土砂災害、河川の氾濫等の発生が考えられるため、市町・警察・消防等と連携し情報収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る。
- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報をもとに、児童等は避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる
- ③ 河川が氾濫した場合は、車での避難は困難となるため、その可能性がある場合には、河川の氾濫前に避難を検討する
- ④ 市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する

(13) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに児童等に避

難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

なお、職員数、児童等の状態により避難誘導が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請するとともに、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

【避難の際の注意点】

- ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その結果を総括責任者に報告する
- イ 避難誘導は、悪条件（降雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）での移動が予想される中、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動等、安全な誘導に心がける
- ウ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、安全な誘導のためにロープ等を利用する
- エ 断線した電線により感電しないように気をつける
- オ 避難時持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（[P24 参照](#)）や引き渡しカード（[P32 参照](#)）は可能な限り持ち出す
- カ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（[P25 参照](#)）を利用し混乱を防止する
- キ 避難場所等で体調を崩した児童等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する

(14) 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や断線により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、保護者等や行政への周知に努める。

(15) 児童の保護者等への引き渡し

警報又は注意報が解除される等、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（[P32 参照](#)）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取

年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようとする。

(16) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに児童等を建物の最上階等の安全なスペースに誘導する
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等についても高所に移動する
- ③ 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食糧等を最大限に利用し、施設職員が協力して児童等の安全確保にあたる
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
- ⑤ 児童等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童や職員等の安全を確保する

(17) 安全点検

- ① 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

(18) 業務再開

風水害や豪雪が収まり、施設の安全が確保された後に、通常業務を再開します。
避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から再開します。

(19) 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

P46 「1 (1) ⑤ 施設が使用不能となった場合」を参考に対応する。

通所・入所別のポイント

（1）通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

① 気象情報などから情報を入手し、事前に閉所等の検討をする

台風や大雨によって安全を優先し、事業を一時停止する場合、できるだけ早く利用する子どもや保護者等に情報を伝えることが重要です。メールや SNS 等で一斉に情報を送信する、ホームページ上で公開するなど、複数の伝達手段を用意することも有効です。

② 開所中に台風上陸や大雨警報等が発令されたとき

風雨が強くなった場合や大雨警報が発令された場合には、安全になるまで帰宅させず施設内に留まるようにします。子どもと職員の安全確保を第一に行動し、必要な場合は、施設内の安全ゾーンへ利用する子どもを誘導し、避難を行います。

（2）入所施設の場合（児童養護施設など）

浸水、土砂災害の危険のある地域やその他状況に応じて、避難をするかどうかの判断を行います。夜間は避難が困難であること、職員も少ないとから、事前に避難をした方が良いことを念頭に避難するかどうか検討します。できるだけ安全ゾーンで待機するようにします。

3-3 緊急時の風水害・豪雪への対応

この項では、避難の前に台風の暴風圏内に入る、近くの河川が増水する、豪雪が発生する等、施設に危険が迫っている状況での対応について記載します。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、[P41 1 「地震への対応」](#) や[P61 「3-2 警報等発表時の対応」](#) を参考としてください。

(1) 施設周辺の確認

施設周辺の状況から、土砂崩れや雪崩等二次被害の危険がないか確認する。また浸水等で既に施設が被災した場合は、消防機関等に連絡するほか、県市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

- ア 浸水等で漏電する恐れがあるので、危険な箇所を発見した場合は電力会社又は電気工事業者の判断を得る
- イ 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する

(2) 避難又は施設での待機の判断

河川の氾濫や暴風、積雪によって避難が困難と予想される場合は、救助が来るまで施設内で待機することも検討する。なお、施設内で待機する場合、連絡が取ることができる間に消防機関等にその旨を連絡する。

(3) 風水害・豪雪発生時の避難誘導

風水害や豪雪発生時に避難する場合、突然の大雨や強風等に遭遇する可能性もあるため、避難の際は以下の点について特に注意する。

① 風害

- ア 突然強風が発生する場合もあるので、風が弱いと感じても注意する
- イ 風が強くなると感じたら、施設に引き返すことを検討する

② 水害

- ア 長靴で避難すると、冠水した際に靴に水が入って動きが制限されるため、運動靴等動きやすい靴を着用することが好ましい
- イ ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所は避ける

- ウ 冠水すると足元が見えにくくなるため、先頭の人は傘や棒等長いもので足元を確認しながら避難する
- エ 危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

③ 雪害

- ア 屋根雪が落ちてくる可能性があるので、建物付近を歩く際は注意する
- イ 足元が見えにくくなるため、先頭の人は傘や棒等長いもので足元を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくする
- ウ 視界が悪くなりやすいため、障害物や車等に注意すること。危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

危険な前触れ・前兆の例

- ・集中豪雨は予報が困難 … 注意報や警報は急に出る。常時、情報に気を付ける
- ・土砂災害は一瞬にして起こる … 児童は逃げ遅れる危険が大きい。早めの避難が大切
- ・危険な前兆の察知

【土石流】

- ① 水が濁り、流木等が流れてくる
- ② 雨が降り続いているのに川の水位が下がっている
- ③ 山鳴りがする（ミシミシと音をたてる）

【地すべり】

- ① 沢や井戸の水が濁る
- ② 斜面にひび割れや変形がある
- ③ かけや斜面から水が噴出している

【かけ崩れ】

- ① かけから音がする
- ② かけに割れ目が見える
- ③ かけから水が湧き出ている

（4）施設内での待機

児童等や職員の安全を守るために、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童等や職員の安全を確保する。

- ① 緊急時の備蓄や生活用品が水没等しないように対処する
- ② 施設内に取り残されている状況を外部等に伝えるよう努める
- ③ 児童等の健康管理に可能な限り配慮する
- ④ 児童が施設外へ出たりすることがないよう、できるだけ目が届く場所に集まる

(5) 安全点検

- ① 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

(6) 業務再開

風水害・豪雪が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開します。
避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開します。

施設で待機する場合の諸注意事項

風水害・豪雪の発生時に施設内で待機する場合、施設内にいても必ずしも安全とは限りません。児童等の安全を守るため、以下の点についても注意してください。

①風害（台風等）の場合

- ア 飛来物でガラスが割れたりする可能性もあるので、ガラスの飛散を防ぐためカーテンを引き、極力窓から離れた場所で待機する
- イ ドアや窓はきちんと閉め切る
- ウ 風雨の音で児童等が不安を感じて混乱する場合もあるため、やさしく声がけする等して落ち着かせる

②水害の場合

- ア 水等に浸からないように、できるだけ高い階へ避難する
- イ 漏電による感電や、伝染病等の危険があるため、児童等が浸水してきた水等に浸からないように注意する

③雪害

- ア 積雪等で倒壊する場合、下の階から潰れる危険性が高いため、できるだけ高い階へ避難する
- イ 窓や戸、換気扇が雪で埋まり施設内の換気が悪くなることも考えられるの

で、ストーブ等の暖房を使う際は注意する
ウ 木造の建物の場合、可能な範囲で屋根雪をおろす等して、倒壊の危険を減らす

4 感染症への対応

感染症は感染者を介して、いくつかの感染経路から広がることがあるため、感染経路を遮断するためにまずは予防すること、そして発生した場合には最小限に食い止めことが重要になります。ウイルス等の感染経路には、主に空気感染、飛沫感染、接触感染があります。

（1）感染症の事前の対策

感染症を防ぐには、感染症成立の三大要因である感染源、感染経路及び感受性への対策が重要です。病原体の付着や増殖を防ぐこと、感染経路を断つこと、予防接種を受けて感受性のある状態（免疫を持っていない状態）をできる限り早く解消すること等が大切です。

（2）備品の確保

消毒液、防護服、手袋、マスクやフェイスシールドを備蓄しておきます。日常的に数日分は備蓄し、使用しながら備蓄すると有効です。感染が疑われる症状がある者が発生した場合、使用量が急激に増えるため、備蓄品の調達に時間がかかるケースがあることを考慮して、適切なタイミングで調達できるように地域の感染状況も踏まえ、備蓄量を検討・見直しする必要があります。

（3）感染の疑いがある者・感染者等発生時のためのゾーニングの検討

感染の疑いがある者や感染者が発生した場合、他の子どもと隔離したスペースが必要となります。あらかじめ感染が疑われる子どもが発生した時に備えて、ゾーニングを検討し、スペースの準備をしておくことが必要です。

入所施設においては、日常的に使用していない部屋等を療養スペースとして活用することを検討します。一室を複数人の療養スペースとして使用する場合は、パーテーション等で仕切り、それぞれの療養スペースの間に一定の距離を確保で

きるよう配慮します。トイレなど居室以外の共有スペースについても、対象スペース及びスペースまで経路を感染者用とその他の入居者用に区別することが望ましいです。

通所施設においては、保護者の迎えがあるまで静養できるスペースを確保します。独立した1部屋を確保できない場合は、カーテン、パーテーションなどで仕切り、1人1つの隔離スペースとすることが望ましいです。

(4) 職員の体調管理

職員自身や同居の家族が感染症に罹患することによる、職員から施設への感染拡大が懸念されます。そのため、体調チェックシート等を使用し、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認することは重要です。

(5) 利用する子どもや来館者の体調管理・入退館管理

国内で感染症が発生している状況では、施設内での感染症発生時に備えて、通所施設においては、利用する子どもや来館者、出入り業者等の入退館管理が必要です。また、入館時に、利用する子どもや来館者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただくことは、感染拡大防止に有効です。

5 災害時におけるこころのケア

災害が発生し、強いストレスが加わると、心身に不調を生じことがあります。**災害**発生直後には、児童等の心理的ショックへのケアが重要となるほか、中長期的な支援体制の整備が必要です。保育所等の日常生活の再開後は、保護者にとって身近な相談機関である児童福祉施設として、医療機関等の専門機関と連携して対応が必要です。

(1) 児童等へのこころのケア

災害発生時においては、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、災害発生直後の児童等の不安感を軽減するよう努めることが重要です。

また職員は児童等の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さ等の慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応にあたりましょう。

- ① やさしい言葉掛けを増やして安心させる

- ② 抱きしめる等、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える
- ③ 溫かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する
- ④ 一緒に寝る等して、不安感を少しでも取り除く

(2) 職員へのこころのケア

- ① 職員の過重労働を防止する

被災時は、限られた職員で早期復旧、業務の再開・継続をしなければならないことが想定されます。特定の職員に過剰な負担がかかりバーンアウト（燃え尽き症候群）となり離職することで、残された職員にさらに負担がかかるといった悪循環を防止するために、必要人員を踏まえて優先業務を選定し、ローテーションを組むことで、職員の定期的な休憩時間を確保しましょう。

また、職員同士で声を掛け合い、ストレスや疲労の兆候を早期に把握し、必要に応じて、自治体や専門機関によるメンタルヘルス相談窓口を活用するなど、職員の健康管理を徹底するよう努めましょう。

加えて、外部からの応援の協力を得ることも重要です。あらかじめ、施設職員で実施しなければならない優先業務や応援職員に依頼したい事項を整理しおくことが有効です。

- ② 職員への心身のケア

職員の住居や家族等の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するようこころのケアを行いましょう。また職員の健康状態によっては児童等との接触を制限する等の措置も適切に行いましょう。

参考資料

「復興の教訓・ノウハウ集 被災した子どもの心身のケア」

「災害時のこととの居場所づくり」手引き

復興庁では、東日本大震災に置ける事例をふまえた各種の教訓・ノウハウ集の中で、子どもの心のケアについて、事例を踏まえた教訓・ノウハウを記載しています。

URL:https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/kyoukun/list_shien/shien_17.html

また、こども家庭庁では、災害時のこととの心の状態や配慮すべき事項、こととの居場所の役割について、手引きを作成しています。

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho>

V 避難所としての対応

児童福祉施設は、児童の安全を確保することが第一の役割ですが、災害が発生した場合、地域によっては避難所（福祉避難所含む、以下同様）として重要な役割を果たすことも予想されます。

本来、避難所は市町が運営の責任をもつものですが、次のような施設については、BCPを策定する場合、市町（防災担当）と連携を取り、施設が避難所になった場合の対応についても定めてください。なお、その際は支援物資の確保についても、市町と十分に協議の上、定めておくことが望ましいです。

（1）避難所になった場合の対応について定めることが好ましい施設

- ① 市町の地域防災計画において、避難所として指定されている施設
- ② 災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが想定される施設

（2）施設を提供するに当たって、本来業務と並行する場合の留意事項

- ① 重要書類、物品の保管場所を一定か所に定め施錠して管理する
- ② 保護者等に対して、避難者が生活をしていることに関して十分説明し、理解を得る
- ③ 児童等に対して、避難者がいることをわかりやすく話し、注意を払う
- ④ 避難者に対して、乳幼児や児童がいること、子どもの居場所（キッズスペース）の設置・運営への理解を得る
- ⑤ 避難所運営に係る役割分担や使用スペース・期間等について、あらかじめ市町や地域住民等と協議を行う
- ⑥ BCPにおいて職員の役割分担を明確にし、避難所の援助活動と本来業務を分担する

災害時のこともの居場所（「児童館ガイドライン」より抜粋）

災害の種類（地震や風水害等）や規模によって対応が異なることを前提にしつつも、子どもの心身の安全を確保するため、児童館は一時的な安全確保の場となることが求められます。

その後、復興に向けた時期に応じた取組が考えられ、特に子どもの居場所・遊び場として機能しつづけるよう、地域住民等との協働が期待されます。

令和6年能登半島地震において保育施設が自主避難所となった事例

令和6年能登半島地震では、広範囲でライフラインが途絶し、避難所の不足が深刻化しました。穴水町にある平和こども園では、地域の状況を踏まえ、園長の判断により、自主避難所として機能しました。

<自主避難所の開設>

- ・地震発生の翌日、園舎の被害を確認し、水道は使用できないものの、電気・ガス・Wi-Fiが使用可能であることを把握。
- ・避難所として指定されていない近隣の総合病院に、住民が押し寄せている状況を把握。
- ・水120ℓ、米30kg、簡易トイレ約500回分、毛布20枚、消毒液等といった園内備蓄品の状況を確認した上で、園を自主避難所として開設。
- ・総合病院にて避難所開設の声掛けを行い、子ども連れを中心に避難者を園へ誘導。
- ・以後、約3か月間、自主避難所として運営を継続。

<運営上の工夫>

(1) 衛生管理の徹底

- ① 備蓄していた簡易トイレを使用し、避難者に対し、使用方法を説明。
処理済みの簡易トイレはポリバケツで一時保管した後、手指消毒を徹底。
一定量が溜まったら、屋外のストッカーへ移動。作業時は使い捨て手袋の着用、事後の手指消毒を徹底。
- ② 居室入口に消毒液を設置し、出入り時に手指消毒を徹底。
- ③ 定期的な換気や体調の聞き取りを実施。

(2) 食事の提供

当初は備蓄米でおにぎりを提供。徐々に支援物資が届き、炊き立てご飯や味噌汁、支援物資にひと手間かけた食事を提供し、避難者に喜ばれた。

(3) 避難者の心理的ケア

避難者が不安を感じないよう積極的に声かけを行うとともに、疑問や心配事の解消に努めた。また、子ども達の規則正しい生活を維持しつつ、遊びの環境を整えた。

(4) 情報共有

行政からのお知らせについては、全て園内で提示するとともに、避難者に対し、口頭でも周知。食材等の備蓄量の公開、受け入れた支援物資の見える化で不安の少ない生活を提供。

VI BCP の策定・検証 (BCM)

1 PDCA サイクルと業務継続マネジメント

平常時に BCP の策定を行いますが、BCP は一度作成して完了となるものではありません。一般的に PDCA サイクルと呼ばれる Plan Do Check Action のサイクルを実施し、BCP を検証していくことが非常に重要となります。

策定した BCP に基づき 計画した事項の実施や備品を購入し、職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画します。訓練を実施した後、BCP の課題を洗い出します。そして、BCP の見直しや改善を行い、BCP の更新を行います。

なお、BCP の実現のため、備品購入などの事前対策のための予算を確保する、BCP の取組を浸透するための訓練を計画する、BCP の検証を行うといったマネジメント活動は、業務継続マネジメント (BCM Business Continuity Management) と呼ばれています。

BCM は継続的に取り組むことが重要です。



業務継続の取組の流れ（児童福祉施設における業務継続ガイドラインより）

2 教育・訓練の実施

BCP にもとづき、周知・教育や訓練（避難訓練）を実施します。地震、火災、風水害等のいくつかの災害のケースを想定しておき、前回の訓練とは異なるケースで実施する

と良いでしょう。繰り返し訓練をすることによって、職員だけではなく、利用する子どもにも災害時の対処法が身に付き、発災時にも落ち着いて行動できるようになります。

避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）

（児童福祉施設における業務継続ガイドラインより）

災害の種類	訓練内容	BCP の点検・見直しのポイント
地震：日中の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保：安全確保行動がとれたか ・安否確認：子どもと利用者、職員の安否確認方法は適切か ・防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か ・連絡先一覧：連絡先の過不足の確認 ・連絡フロー確認：適切なフローか ・保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたかの確認 ・避難方法の検討：子どもの状況に応じた避難方法ができたか ・避難場所・避難経路確認：子どもの避難に適切な避難場所・避難経路か ・備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか
地震：職員の少ない夕方や早朝	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員参集：参集が可能か（実際に徒歩で施設までかかる時間を検証） ・防災組織の確認：職員が少ない状態の非常時の役割と分担が適切か
地震に伴う火災発生	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の避難訓練 ・消火訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・関係各所・保護者との連絡 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火ができたか ・火災時の避難行動が適切か
地震に伴う津波発生	<ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な場所（施設内の高い場所・施設外の高台等の高い場所）へ避難できたか
風水害（台風）	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な場所（浸水に備えて施設内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか ・避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に子どもが移動可能な避難場所・避難経路か

3 BCP の見直し・改善

教育や訓練から導き出された課題について、訓練に参加した職員も交えて話し合い、課題の解決方法を検討することが重要です。検討した内容を BCP に盛り込むことにより、

すぐに使える BCP を！

BCP は、災害発生時にすぐに取り出して使えるものでなければなりません。以下にそのための工夫の例を紹介します。

① ハンドブックを作成する

いつでも見られるように、職員が常に携帯するハンドブックとしてまとめて作成することも有効です。

② 1枚の用紙に必要な情報を集約する

緊急時の連絡や避難に必要な情報を抜粋し、1枚の用紙に集約して一目で取るべき対応が分かるような資料を作成しておくことも有効です。

③ 各部屋や人が集まる場所に掲示する

手元にない場合でもすぐに見られるように、事務所等の人がある程度集まる場所に掲示できるものを作成することも有効です。各部屋で災害への対応が異なる場合は、部屋ごとに作成しましょう。

④ 防水・防汚処理

せっかく作成しても、水で濡れたり汚れたりして使えないということがあってはいけません。浸水の危険がある施設では、例えばラミネート加工を施して濡れないようにしたり、クリアファイルに挟む等の処理が有効です。

⑤ 保管場所

いざという時にどこに保管したかわからない・・・ということがあってはいけません。紛失しない保管場所を決めておきましょう。また連絡先等の個人情報が含まれる場合は、普段外部の人が見えない場所に保管しましょう。

事前の対策で不足していた事項の改善を行い、BCP を見直していくことが必要です。